

戰士

4-5 | NOV. 1970
合併号

入管体制粉碎！
帝国主義軍隊解体！全人民武装！

神戸地区反戦連絡会議・機関誌

関西地区反戦連絡会議・資料提供



目 次

主張＝今秋斗争に向けて	1
アジア＝朝鮮危機と対決し、環太平洋武装決起で	
日米韓台反革命同盟を解体せよ	
斗いの軌跡	1 7
能勢ナイキ基地粉碎・叛軍キャンプの報告（「火砲」3号：8／27）	1 7
国家・国境・民族の止揚にむけて	2 2
平和台病院斗争の深化をかちとり医療の帝国主義的再編を粉碎せよ	2 4
（「火砲」4号：9／3）	
能勢叛軍キャンプ体験記（桑 畑 二十郎）	2 7
平和台病院斗争への支援カンパの訴え	2 7
資料編	2 9
（関西地区反戦連絡会議：編集：「入管斗争資料No.1」より：9／10）	

- 第一節 日帝のアジア侵略・反革命——七〇年代アジア派兵の環
自衛隊の沖縄派兵阻止／
帝国主義軍隊解体／
入管法再上程阻止／
日帝の沖縄侵略前線基地化阻止／
自衛隊の沖縄派兵阻止／
帝国主義軍隊解体／
全人民武装／
- 第二節 入管体制——出入国管理法案再上程・日韓法的地位協定——
による在日アジア人民への排外主義的抑圧を許すな／
第三節 当面する帝国主義軍隊解体斗争の最重要環入管斗争を、
△日米韓台反革命同盟の解体へ／

今秋斗争に向けて

アジア＝朝鮮危機と対決し、環太平洋武装決起で、日米韓台反革命同盟を解体せよ！

日米韓台反革命同盟の強化↓

在日アジア人民への排外主義的抑圧＝入管体制を今秋斗争で解体せよ！

△日帝一朴による在日アジア人民への排外主義的抑圧を粉碎せよ！

入管法再上程阻止／

日帝の沖縄侵略前線基地化阻止／

帝国主義軍隊解体／

全人民武装／



9:30、入管粉粹全関西決起集会

(神戸市役所前)



第一節 日帝のアジア侵略・反革命——七〇年代アジア派兵の環①帝 国主義軍隊と「日米共同声明」・入管体制・七二年沖縄返還▽ 総路線

(A) 「日米共同声明」と日帝のアジア侵略反革命

① 昨秋決戦の反帝統一戦線の死力を尽くした斗いの中で空路アメリカへと飛び立つた日帝②佐藤政府は、米帝③ニクソン政権との間に「日米共同声明」をデツチ上げ、日本帝国主義のアジアに対する侵略反革命の全面的展開を宣言した。

この「日米共同声明」は、日帝の六〇年代と七〇年代を分ち、日米両帝国主義の不均等発展に基づく日米反革命同盟の再編成である。即ち從来の防衛対象たる日本列島周辺④極東の範囲を、朝鮮半島からインドシナ半島に亘るアジア階級斗争の進展⑤アジア危機に敵対して「韓国の安全、インドシナ地域の安定」を日米の共同防衛責任として明記するという、アジア・太平洋全域に亘る反革命同盟への再編なのである。

② このアジア侵略反革命の総路線を必然化する基底的要因は、既に過剰資本化した日本帝国主義にとって、アジア市場（就中、南朝鮮市場）を自己の再生産構造の有機的一環に包摂する事にしか展望が存在せぬ事である。

即ち歐米に類を見ぬ「高度成長」を支えた六〇年代前半に至る戦後の強蓄積⑥「設備投資主導・国内市場開拓」型蓄積

が、六四一五年不況下に、資金調達の渇渴、過剰資本、国内市場の狭隘化として破綻してしまったのである。この戦後強蓄積の破綻に対し、独占は財政政策の大巾な運用による資金調達と、有効需要の創出①社会開発②社会投資③軍需スペンドイング④で過剰資本を吸収・処理し、他方で⑤産業再編成を通じた巨大独占体の形成へ向つたのである。

何よりも日帝・独占資本にとって懸案となつたのは巨大化した重化学工業を支える対外市場の形成であり、北米市場への輸出増大（アメリカとの経済戦争）と共に、安定したエネルギー資源の確保を目指してアジア市場への進出を開始したのである。

③ 日帝のアジア市場への進出は、六五年日韓条約締結を皮切りとした韓国への進出以降本格化し、ASPAC外交を通じた援助の増大、企業進出の活発化が続いたのである。

東南アジア市場に対する輸出は、五〇億ドルにも及び、今や商品輸出においても「援助支出においても米帝にとつて代つているのである。又、輸入においても、重化学工業化に対応して東南アジア、インドネシア、オーストラリア等からの

原燃料（エネルギー）資源の輸入が増大している。

※六九年の日本の東南アジア向け輸出額は、四四億四

千七百万ドル、総輸出の二六%であり、六五年の二〇億ドルに比して五年間で二・五倍の伸長である。

又、独占資本の対外直接投資が、欧洲には商業中心であり東南アジア、中南米には鉱業、製造業への重点投資である如く、日帝のアジア進出は、(1)現地工場建設一プラント輸出(2)現地合弁企業一低賃金労働力の収奪(3)工業原材料、燃料資源の獲保として進行しており、とりわけ重點的位置を占めるのが韓国市場の位置である。

(4) 六八年八月、日韓定期閣僚会議で(1)二重課税防止、(2)工業所有権保護、(3)保税加工貿易の実現の三点によつて韓国進出の障壁を取り除いた日本独占資本は、韓国経済の基幹産業部門の大半をその支配下においた。本年における浦項総合製鉄所建設への資金供与の取り決めは、欧米対「韓」製鉄借款團の供与拒否にかかわらず、日帝が「大国の責任」において引き受けたものである。それは、セメント、化織、合成樹脂造船の基幹産業の大半を掌握した日帝が、年間一〇〇万トンの粗鋼生産を成しうる浦項総合製鉄所を掌中におさめんとしたのである。

※日本独占資本の韓国基幹産業掌握力一「韓国産業視察団」（六九年春）の報告。

力関係の変転を踏えた国際反革命同盟の再編成であつた。

それは、現代過渡期世界において帝国主義が不可避的にとらざるを得ない侵略反革命路線であり、その世界的表現としての国際反革命同盟II安保・NATOの再編成である。

即ち、現代帝国主義は、IMF機構を維持防衛しつつ、なし崩し的に市場再分割（不均等発展）を外在化させつつ、後進国階級斗争に対し軍事反革命政権を擁護・結合して、後進国に自己の帝国主義勢力圏を形成するのである。

従つて帝国主義の侵略一再分割は、密接に反革命と不可分なのであり、「反革命を先行させた侵略」として展開するのである。現下の日帝の動向は、「日米共同声明」を基軸とした△日米韓台▽反革命同盟を形成しつつ（アジア市場を防衛しつつ）独自の勢力圏を構築せんとしているのであり、かかる観点を欠いた「日帝のアジア侵略を内乱へ」※の路線は結局、国際反革命同盟との対決（△世界革命戦争）に全く無自覚な一国主義である。

※もつともこの人達は、六七一六年において、日米両

帝国主義の絶対的力量の差を固定化し、「日帝は帝国主義として存続して行く為には、ますます米帝に依存

し、その世界支配を防衛しなければならない」という様に、日帝の独自の軍事II外交路線を貫して過少評

セメント五一%、化織五〇%、合成樹脂六二%、鉄板六〇%、板ガラス一〇〇%、アルミ一〇〇%、肥料四〇%、電力三〇%、ディーゼル五〇%、貨車二〇%。

この日帝の韓国市場掌握は、日韓ブルジョアジーの合意し、輸出貿易地域、「外臣人企業体での労働争議に関する臨時措置法」一によつて権益が保護されている。例えば、輸出自由地域では一〇〇%日本資本の企業が、關稅、物品稅、所得稅を全く免除されて、現地韓国人労働者（何んと日本人労働者の五分の一の低賃金！）を雇用して操業し、他國へ輸出するという状況が作り出されている。「労働争議法案」では、現地日本企業での労働争議は、全て、政府の強権を用いて收拾するという様に、韓国人労働者の日本資本に対する反抗を打ち碎く事すら企図されているのである。

かかる日帝+朴政権の結合の緊密化の背景には、朝鮮民主主義人民共和国（北鮮）の工業化に対抗して、米帝の援助下で行なつた韓国の工業化が、インフレ経済+高物価による労働者・農民の生活危機を生みだしている事である。自らの経済成長+工業化の道を独力で維持し再生産する如何なる資本蓄積をも持たぬ韓国政府+ブルジョアジーにとつて、対外市場圏の形成に向う日帝との結合は必然であり、日帝による韓国経済の丸抱え的進行の中に展望を託さんとしたのである。

(5) 「日米共同声明」は、かかる日帝のアジア市場への伸張一

価し、結局ASPAC斗争から召還して行つたのである。

(B) △日米共同声明一入管体制一沖縄侵略前線基地化▽の総路線

⑥ この様な日帝のアジア侵略反革命は、様々な形で具体化されている。第一は、入管体制の強化と表裏の位置にある「七年沖縄返還」をステップとした沖縄侵略前線基地化であり、第二に、帝国主義軍隊の確立である。

日帝にとって七〇年代が、アジア市場を直接自己の再生産構造の有機的一環に包摂する事によつてのみ存続しうるのならば、何よりもアジア全域に燃えさかる階級斗争、インドシナ革命戦争や、「労働者国家」中国、北鮮との軍事的対決、反革命としてしか展望がないからである。

とりわけ今年におけるインドシナ三国人民の「国境を越える革命」の結合と、米帝のカンボジアへの反革命的侵攻は、既に米帝の欺瞞的平和ボーズリ「ベトナム化」路線の破綻、インドシナ革命戦争の進展を示している。CIA一ロンノルによるカンボジアでのシアヌイク追放の筋書きの下に五月米軍はカンボジアへ進行しシアヌイクの破壊→「聖域」をおさえ戦局の打開をはからんとしたのだが、北ベトナムによる解放戦線一ラオス愛国戦線一カンボジア民族戦線の結合した

このインドシナ革命戦争の新たな進展に対し日帝は「（米軍

の侵攻は）カンボジア中立維持の為、やむをえぬ措置」（五月一日）として積極的に支持し、アジア会談を主導し各國軍政権の緊密化の上に反革命同盟を強化したのである。

それは、「朝鮮半島の安全、インドシナ半島の安定」を唱う「日米共同声明」に基づいたその具体化としての、①沖縄基地からの米軍の直接的出動、B五一の発進、②米帝の軍事行動の支持とアジアの諸会議の主導・援助、③ASPACの軍事化PATO化構想（アジア太平洋防衛条約機構）と結びついた日帝の軍事的役割の増大という軍事外交路線の一環としてあるのだ。

⑦ インドシナ革命戦争を頂点とするアジア階級斗争を暴力的に打ち碎く事によつてのみ対外戦略が実現される日本帝国主義にとって、死活の課題は、七〇年代アジア派兵を担う実体の構築日帝国主義軍隊の確立である。

既に六〇年代中期において国独資政策の展開が兵器の国産化として、三菱を頂点とした軍需産業が、三次防と共に進展していた。そして現在では、七〇年代アジア派兵の内実形成として、(1)装備の高度化・三次防から四次防に至る核戦略日核兵器保有能力の獲得と朝鮮・台湾・中国への長距離爆撃能力を備えた空軍力の強化（F四フアントム）、「マラッカ海峡防衛」に基づく兵員の海外輸送・空母、ミサイル巡洋艦、潛水艦、対潜哨戒機等の海軍力の大巾な拡大が目指されている

る。(2)独資本と結合した防衛産業の国家的育成を通じた兵器生産の自力開発能力を拡大し武器輸出を実現し、自主防衛能力の主要な一環を形成する。(3)自衛隊兵士の思想的強化・通信教育生スクーリングに対する管理の強化、教育の再編と

能力の主要な一環を形成する。(3)自衛隊兵士の思想的強化・通信教育生スクーリングに対する管理の強化、教育の再編と司法機関の再編を通じた「自衛隊違憲論」の駆逐、「自衛隊友の会」やマスコミを動員した自主防衛論の普及、等を通して最終的には、防衛庁の国防省への昇格による行政権力の拡大によって集約せんとしているのである。

従つて日帝にとつても七〇年代アジア派兵を目指した自衛隊の帝国主義軍隊確立に一切の展望が存在するのであり、我々の斗いの戦略的基軸も又、帝国主義軍隊解体斗争に設定されるのである。

⑧ この帝国主義軍隊の確立を背景にした反革命同盟の再編日「日米共同声明」路線の環が「七二年沖縄返還」である。

アジア反革命の戦略基地日沖縄の再編成は日米の不均等発展と、沖縄米軍政の動搖の中で、沖縄の侵略日反革命基地としての、軍事的役割を維持・強化せんとする方向で一貫して進められて来たのである。本土の帝国主義的統治機構（市民社会秩序）を「本土復帰の民族的悲願」のオブラーントに包み(1)警察、(2)教育、(3)地方財政の三点を軸にした△本土一体化政策の遂行の中で、米軍政に對決せんとする沖縄人民の斗いをネジ曲げんとしたのである。「佐藤内閣の七〇年へ向

けての△切り札▽を佐藤の手から奪つた」※筈の屋良「革新首席」は、人民戦線派の筆頭として七二年返還を前にした国政参加選挙に血道を擧げているのである。

※前進社発行「沖縄奪還」（五五頁）より。

沖縄基地再編成△「七二年返還」は、日帝にとつては四次防による軍事的力量の強化を背景に自衛隊の沖縄派兵、沖縄防衛として進行する事は先日の中曾根防衛庁長官の沖縄訪問に自明である。「（日帝の沖縄政策が）徹頭徹尾現状維持」（「沖縄奪還」八九頁）であると信じ切つてゐる諸君の為にも、ブルジョアジーの正直な告白を教えてやらねばならない。即ち「我が國の東南アジア経済協力活動を進める上において沖縄をその前線基地あるいは中継基地として活用し、東南アジア医療援助研究所、亜熱帯農業の試験所、石油中継基地、アジア地域開発の為の国際機構等の設置・・・」（沖縄問題等懇談会での足立報告）という様に。

沖縄基地の再編成は、この様に自衛隊の沖縄派兵をテコに侵略前線基地化していくのであり、日帝の野望実現の焦眉の課題として国政参加選挙が設定されているのである。

※△沖縄奪還▽論への批判は△第二節D▽で論じるし、

又、「安保日沖縄斗争推進の為に」（六九年四月「戰士2号」）を再録している。

明△沖縄侵略前線基地化△入管体制▽の総路線をおし進める日帝の当面する政治的攻撃環は、入管法再上提を頂点とする入管体制の構築である。

今秋、入管法国会に上提は、来年一月期限切れの「日韓法的地位協定」に基づく「永住権申請」と結びついて、現行制度を更に一層質的に改悪して在日アジア人民への民族分断策動、民族排外主義的抑圧の強化へと向つてゐるのである。

それは、インドシナ革命戦争のもたらす在日アジア人民の階層分解や、それに対応する△日帝△朴△ラインの緊密化に基づく△日米韓台反革命同盟▽の強化によつてもたらされたものである。日帝にとつては、アジアへの実体的な支配強化に先立つて、民族解放斗争と日本階級斗争の結合の阻止、被抑圧アジア人民の国内における一層の抑圧、差別支配の強化として民族分断支配の下に実現していかねばならないのである。

従つて入管体制とは、在日アジア人民を、入管行政の檻の中に押し込め、国民諸階層と明確に分断し、それに対する徹底的な民族排外主義を浸透させ、敵対させる事によつて、日帝の総路線の下へ、国益日国防論の下へと集約する重大な意味を有しているのである。

第二節 入管体制——出入国管理法案再上程。日韓法的地位協定——

による在日アジア人民への排外主義的抑圧を許すな！

(C) 入管体制下の排外主義的抑圧の実態

⑩ 今秋、入管法国会再上程を頂点とした在日アジア人民、とりわけ朝鮮人民への排外主義的抑圧の激化——入管体制の確立へ向けた日帝の狂暴な攻撃は、この日帝の戦略的動向と密接に結びついている。

⑪ この入管体制、例えば現行入管令において最も重要な攻撃対象は、その「外国人の入国と滞在中の管理」という一般的名目に関わらず、アジア人民に限定されているのである。※

西欧諸国民は、滞在中の規制は非常にゆるやかなものであり、又、アメリカ人は安保による地位協定があり、とりわけ在日米軍は「日本国政府が有し管理し、又は規制する全ての公益事業及び公共の役務を利用する事ができ、並びにその利用における優先権を享有する」（日米行政協定）といふ具合に最大限の滞在上の自由が与えられているのであり、結局「管理と規制」の攻撃対象になつてるのは、アジア人民、特に「社会主義諸国」人民であり、六〇万人の在日朝鮮人と五万人の在日中国人なのである。自らの肉体を炎に包んで「佐藤総理大臣殿」日本には人道の涙がないのですか。・・・日韓会談以降も在留韓国人の法的地位は実現されではありませんか

」の遺書を残して死んだ韓国人・金賢成の死は、差別と抑圧の対象が誰であるかを明瞭に物語つているのだ。

族は、入管令、外国人登録令、旅券法の適用を受けず、又、在日米軍基地からの入国は無制限である。

それは「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由である

※ 欧米人はビザ協定等を通じて、半年から無期限、滞在、活動の自由を保持している。又、米軍とその家

の奨学金打ち切り↓除籍（2）四一年・親スカルノ派と目されたインドネシア三学生の本国への運行↓行方不明（3）四二年に参加した留学生チュア・スイ・リン君（シンガポール）へ台湾独立運動と関係を持ったとの容疑で劉佳鈞、顏尹謨両君が逮捕され死刑判決（4）四四年には「△ベトナム和平と統一の為に戦う在日ベトナム人の会」のリーダ格のベトナム留学生三人の本国への帰還命令↓微兵・・・と、いずれも在日アジア人の政治活動に対する東南アジア反共軍事政権

の弾圧が続けられているのである。※

※勿論、在日外国人の政治活動に対する弾圧は、アジ

ア人民にとどまらず、ICU（国際キリスト教大学）

在学中の米学生三人への処分や、反戦僧侶B・A・ビクトリア（駒沢大）に対する退去強制命令や横浜

収容所への拘留等である。

⑫ 現行入管令下での最も厳しい攻撃下にさらされているのは

在日朝鮮人民である。△日帝△朴△の緊密な結びつきは、在

日朝鮮人民に対し、永住権と引き換えに「韓国籍」を強要し、朴政権への絶対的忠誠を誓わせんとするものである。

「韓国籍」強要に抗して「朝鮮」籍へ書き換えたとした在

朝鮮人民の要求に対しても「朝鮮は記号であり、韓国が国籍だ」なる法務省見解をもつて、書き換えを行なつた田川市等

に対して行政処分をかけて来ているのである。又、祖国から強制連行された朝鮮人民の「祖国往来の自由」の要求に対し

ても、「外国人は出国するのは自由だが、再入国は別だ」と再入国を拒否するのである。（在日朝鮮人祝賀團事件）

そして、「密入国」という形で「反共法」と暴きやくの支配する韓国から逃亡して来た政治犯、兵隊の亡命に対して、入管体制はその性格を露わにする。大村収容所を頂点とする各地入管事務所であり、収容所当局の「裁量権」の勝手気ままな行使の中で「反共防諜」の精神を徹底して叩きこまれ、

日本に大村収容所がある。今、現にある。

朝鮮人なるが故に入れられる。

大村収容所にはガス室がない。

しかし海のむこう韓国に絞首台が準備されている

る。

日本に大村收容所があるのだ。

アウシユウイツツに收容されたノエミ・スザチ・ハイフォン・ウAINクランチはこう言った。

△收容所で行なわれた事を語つても、誰も本当にはしてくれないであろう▽と。」（朴正功一九六〇年）

△ そればかりではない。在日朝鮮人は、法的規制にとどまらず、日常的に、様々な口実をもうけた迫害と抑圧を受けているのだ。國士館をはじめとする右翼大学生、暴力高校生による組織的・計画的暴行が在日朝鮮人高校生に対して連日加えられており、警察黙認の下に行なわれているのである。この

一連の集団的暴行は、かつて六三年「祖国往来の自由」を求める運動の高まり、六五年日韓会談下での斗争の折にも集中的に発生したものであり、朝鮮人民に対する暴力的抑圧と、日本人の優越感の誇示として進んでいる。

△ この警察一右翼の結託した朝高生への暴行に呼応して国際勝共連合による「暴力革命の拠点朝鮮大学校、市民は朝鮮人の暴行から身を守れ」といった悪質な反共・反朝鮮イデオロギー宣伝が開始されているのである。

△ こうした一連の事態は「永住権申請」拒否者に対する暴力的どう喝であり、反朝鮮・民族排外主義を日本人民の中に流布せんとするものである。

△ いを受けながら、関西を中心にスラム「朝鮮人部落」を形成していく。そして「日本人労働者の失業問題は朝鮮人の流入にある」というデマの中で、日本人労働者に排外主義的差別と対立を形成していくのである。※

※朴慶植「朝鮮人強制連行の記録」参照。

△ 一九三三・四五年に日本に徴用されたものだけで百万人であり、敗戦時には在日朝鮮人は二百万人、その殆んどが「枕木一本に朝鮮人一人」という苛酷な労働条件の下で就役させられていた。

△ 『排外主義は軍国主義者だけでなく、庶民をも巻きこんで進んだ。「想起せよ！一九二三年九月一日・関東に大震災が襲つた直後、京浜地帯で約八千人の朝鮮人、三百人の中国人が虐殺され、同時に大杉栄夫妻、平沢計七ら無政府主義者や社会主義的労働運動指導者が殺戮されたことを。日本人の「危険分子」には直接、軍隊と警察が手を下した。だが朝鮮人自警團』であつた。

△ この狂氣の血の祭典が、ひきつづく國を擧げての大陸進撃と「大東亜戦争」への道を予告した

（六九年九月一日集会 東京実行委ビラ）

(14) 今秋再上程される入管法は、このようない在日アジア人民へ

の排外主義的抑圧リ入管体制を、法的に制度化し、民族分断支配下におかんとするものである。その内容は、(1)遵守事項新設による基本的人権の無制限侵害 (2)貧困者の退去強制

(3)行政調査権新設に伴う黙秘禁止 (4)無令状収容の安易化 (5)退去強制に対する司法救済の困難化 (6)強制送還先についての本人の希望の無視、等が特徴である。

△ 従つて入管法の法制化は、「法的地位協定」の狙い－永住権と引き換えて日帝リ朴への忠誠を誓わせ、「韓国籍」を強化しする監視と抑圧の体制を作り上げんとするのである。特に公務員に対しては「違反」の通報を義務づけ、五万円の報奨金による一般国民への「密告」の奨励が盛り込まれているのであり、在日アジア人民を入管体制におしこめる為に国民諸階層を排外主義的に総動員せんとしているのである。

△ 一九一〇年日韓武力併合以降、土地調査事業を名目とした強力な土地接収によつて流浪民化した朝鮮農民は、低賃金労働力として日本産業に吸収され、就労差別、酷使の奴隸的扱いで苦役を強いられた人達である。※

△ こうした戦前日帝の朝鮮侵略は、明治以来の「脱亜論」に基づく「八紘一宇」に支えられていたのである。天皇制国家父長制に立つて日本人を家長とし朝鮮人・中国人を子とする全世界の支配体制という独特のイデオロギーは、日本資本主義近代一〇〇年における「近代ヨーロッパと伝統的アジア」の狭間での日本の孤立觀が、日本資本主義をして、民族的利益の防衛を擬似国防主義として統一する方向に向かわせたのである。※ 世界に例を見ない朝鮮侵略の歴史が、朝鮮民族から姓名・言語・教育・歴史・文化等を抹殺し、「同化」していく過程が何よりも明白である。

△ 『田原芳「日本の孤立觀と生産力思想」参照。『プロレタリア独裁の道』号』より。

△ 入管攻撃はかかる戦前來の朝鮮人民への排外主義的抑圧のうえに立つた日帝の新たなアジア侵略反革命の橋頭堡たる事はいうまでもない。

△ 沖縄△奪還▽論の歴史的破産

△ 入管斗争論を補足する為に、沖縄斗争論、とりわけ、民族主義に押跪した△奪還▽論の歴史的破産を総括しておかねばならない。

△ 沖縄△奪還▽論は、結局のところ、沖縄現地での斗いの高揚、その比類ない戦斗性・全人民性をもつた斗いが、当初「本土復帰」という要求を掲げ、民族的な外被をまとつて展開

された事に対する全くの抨議であり、社共指導部人民戦線

派の「復帰論」の左翼的亞種、実力対決版でしかないのだが
我々との党派斗争や、階級斗争上の事実の持つ重みの中から

彼ら△奪還論△は、次々と修正を重ねている。

それは、我々の知る限りでも・・・・・

(a) 「帝国主義者が沖縄を返還するという前提に立った奪還

論△の反撥を粉碎し」（前進四四六号水谷論文）

(b) 「沖縄におけるアメリカの支配は、日帝の安保同盟政策

にもとづく△沖縄のアメリカ帝国主義への積極的ゆずりわ
たし△として存在している」（「沖縄奪還」一六頁）

(c) 「沖縄の本土復帰、基地撤去のスローガンを何のちゅう
ちよもなしに日本の全労働者人民のスローガンとして打ち
だすことから始めなければならない」（「沖縄奪還」八八
頁）

(d) 「佐藤がどんなに「七二年返還」を強調しようとしても
人民にとつての返還の内実と正反対の事が行なわれる限り

・・・・・佐藤にくしみは集中する」（前進四五八号）

(e) 「（日米共同声明で）アメリカに対し譲歩に譲歩を重ね
「返還」という形式だけとのえて・・・・」（前進四六
一號）

(f) 「基地から米軍を叩きだす、沖縄から米軍を叩き出す以
外にないのだ。我々の沖縄奪還論とはこの様なものである

• • • • 以上の如く、内容の論点が△a・b・c△→△d△
△→△e△と、次々に修正されている。
(17) さて、△a・b・c△は、六六年（六九年春時点での△
日米連合共同体論△に基づく奪還論であり、「何のちゅう
ちよもなく本土復帰を掲げ」たものである。

この誤りは、第一に、日帝の沖縄政策は「現状維持」で
あり、「米帝への積極的譲り渡し」に分離支配の承認によ
つて「米帝の世界支配を補強的に支え」ており、従つて「

佐藤は返還など考えていない」という点である。然し乍ら
△第一節(A)や、(B)(8)△で見た如く、日帝は沖縄を前線基地
化する事を通じてアジア侵略を実現しつつあるのであり、
何よりも帝国主義の運動法則が自己の市場構築に向うの
ではなく、他国支配圏を防衛し國際帝国主義の協調に向

うというカウツキーバリの超帝国主義論に陥いつてゐる点
である。

第二に、沖縄の位置は彼らの如く「アメリカの植民地化」
（「沖縄奪還」）という点にあるのではなく、何よりもア
ジアにおける最大の侵略反革命基地即沖縄基地の存在とい
う事実に規定されている事、従つて沖縄基地の再編は、結
局それを通じた日米両帝国主義の世界戦略の再編なのであ
り、従つて抑圧され迫害され、戦禍の犠牲を日米両帝国主

義から強いられつづけて来た沖縄人民の斗いは、この日米両
帝国主義の世界戦略を粉碎する斗いであり、より具体的には
「沖縄米軍政打倒」・日帝の沖縄侵略前線基地化阻止・沖

縄基地解体△として進められねばならないのである。

第三に、「沖縄県民の斗い」という発想の底には、日帝の

沖縄に対する抑圧の歴史一四百年に亘る島津藩の支配、更に

日帝の軍事力によつて「沖縄県」が強制された事実を忘却し

てしまつてゐるのである。「分離支配」の終結は、「沖縄県

」の新たな開始たることは、「日米共同声明」の現実が雄弁

に物語る。

第四に、沖縄人民が五〇年代から「本土復帰」を掲げたの

は、米軍政の暴虐的支配の前に、生命・人権・財産というギ

リギリの次元に追いつめられていた状況から、曲りなりにも

実に全く無自覚に、本土の革命（？）党派が「何のちゅうちよも

なく本土復帰を掲げる事は、日帝による「本土一体化政策」

を軸とした再編に何ら立ち向えないものである。

※日帝の動向に無自覚な△奪還派△の憤激が如何に的

はずれかを、沖縄の一少女の言葉を引用して、明らかにしよう。

「（その美しい沖縄の娘）は、祖国復帰運動には
反対だという。△だつて日本の大きな会社は自由に
おく事だつたのであり、従つて基地機能は強化されこそすれ

沖縄へ入つてきて沖縄の人を安く使つて お金ももう
うけているんでしよう。もう復帰しているのと同じ
ことでしよう△（森秀人「甘蔗伐採期の思想」
二二二（三頁）尚、この本は六三年に公刊された事
の内実）だと「返還」という形式」という様に認めざるを得な
くなつてきており、ついに六月斗争に至つては、(f)の如く「
沖縄米軍政打倒・沖縄米軍基地撤去△」が△奪還論△の内
実だと強弁するに至つてゐる。

そもそも、彼ら△奪還論△の誤りが、支配者が「民族的悲
願」をふりかざした「国益・国防論」で国民統合する環とし
て△沖縄問題△を提起している時に、同じ土俵の上で△奪還
△という民族的枠を掲げて斗う事である。

更に悪い事には「七〇一七二沖縄・返還・過程の反人民的
過程」と語り「人民にとつての返還の内実」を掲げ「佐藤に
対しにくしみを集中する」という運動方針を提起する事であ
る。何と△お人好し△な事か。日本帝国主義とつて「沖縄
返還交渉」は、反革命軍事基地としての沖縄を日帝管理下に

減少したりはしないのであり、逆に一貫として「反人民的本質」をもつていたのであり、何も昨秋以後「反人民的な返還」が開始されたのでは決してない。

七〇年代になつて、ようやく曲りなりにも沖縄斗争の方向を△米軍政打倒／米軍基地撤去／に修正しえたということは、（彼らの好む言葉を用いれば）「根底的動搖」を開始した△沖縄奪還論／と表現しえよう。

(19) くどい様だが△カウンターパンチ／を加えてやろう。もともと「本土復帰」は朝鮮戦争以降の米軍政の暴虐支配からの脱却を、憲法秩序日本へ求めたことであり、△星条旗から日の丸△は、自らを△日本人△へと表現する運動であつた。然し、十三世紀はじめ、島津の△琉球処分△以降、明治維新まで六百年もの「日本の植民地としての歴史」、そして「沖縄県」が近代日本に組み込まれ敗戦に至る六三年間の歴史は、血ぬられた武力併合の歴史でしかなかつた。

「沖縄県」という名辞は琉球列島の住民が日本人として扱われた事を決して意味しない。△武力併合△であり、本土では「朝鮮人と琉球人おことわり」という様に、過酷な差別と抑圧、収奪の下におかれたのである。

「沖縄県民」と呼び「本土復帰」を掲げる△奪還派△はかかる沖縄の血の歴史に全く無自覚なズブズブの民族主義者なのである。彼らが、入管斗争において、ひたすら△坊主△ゲ△を行ない「被抑圧民族の無条件防衛」を叫ぶ時、我々は彼らの運動が実は△裏返しの差別・排外主義△に色彩られたものではないのかと否定的に評価せざるを得ないのである。

十月八日以降の戦斗と共に最前線で斗い抜いた同志の民族主義への傾斜を歎じて許してはならないであろう。

第三節 当面する帝国主義軍隊解体斗争の最重要環△入管斗争を、△日

(E) 入管斗争における我々の立場

(20) 日本帝国主義の七〇年代総路線における入管斗争の位置に

(A)(B) 第二節(C)

アジア市場、とりわけ朝鮮、台湾市場を自己の再生産構造の有機的一環へと包摶せんとする日帝にとつて、七〇年代ア

ジア派兵△帝国主義軍隊確立が戦略的基軸であり、それをもとにした日本帝国主義の総路線△△日米共同声明・入管体制

・沖縄侵略前線基地化△は、アジア階級斗争を打ち碎く為に△韓国△△朴、「台湾」△将政権への強固なテコ入れ、△日

米韓台反革命同盟△の強化として進展しているのである。

(21) 従つて今秋入管斗争は、第一に、△日米韓台反革命同盟△そのものを粉碎する全アジア規模での斗いの戦線、世界革命戦争の有機の一環として展開されなければならない。

△七△七華青斗告発△が突きつけた混乱とは決して「差別

に無自覚な革命主体を弾劾する」（「情況」水戸論文）次元にとどまるものでは決してなく、諸党派の階級斗争への取り組みが世界的な斗いの如何なる位置を占めているのかという世界革命戦略の不在、混乱である。（実際、△七△七から今日に至る党派斗争とは「坊主ザンゲ」のいい合いでしかない）。

混乱の一方は、「在日被抑圧民族の無条件防衛」という一般的には正しいスローガンを唯一の方針として理解する傾向である。その思想の根底には「アジア革命は中国・朝鮮・インドシナで勝利した。日本人はこのアジア革命の到達地平に及びもつかず、このアジア革命の教訓に学ばねばならない。アジア革命に合流せよ△が日本プロレタリアートの任務である。

「△アジア革命合流論△が横たわっているのである。△アジア革命に対する素朴な信仰にもとづく△合流論△は、結

局△アジア階級斗争とりわけ毛沢東戦略への追随を許すのである。何故なら毛・林戦略は、中国革命の外縁に中間地帯を設定し米帝を包囲討伐し「農村から都市」へ攻めのぼる周辺革命△人民戦争であり、本質的には、中国革命の防衛△中国民族「△獨△」の拡大でしかないのです。従つて周辺革命への合流を目指す入管斗争は、結局△アジアで展開されている階級斗争を民族的△枠△に縛りつけ更に帝國主義の排外主義的攻撃に巻きこまれていくものでしかない。

他方、この△合流論△の対極が「侵略を内乱△」論である。彼らも又「△抑圧民族としての自覺△形成運動として入管斗争を斗つてゐるのだが、結局のところ「△日本革命は△アジア人民の斗いによつて徹底的に援助されており△」といふ次元で、△アジア階級斗争の存在を日帝打倒の為の援助要因とし、結局△日帝の△アジア侵略を△内乱△へ△の空文句通り、入管斗争の意義を日本一國の階級斗争の枠の中に閉じこめてゐるのである。（又、△内亂△の死斗も「△六月決戦△で貫徹された△と総括するに至つては、従来の大衆的実力斗争△旗竿突進△程度でしかない。）

従つて、入管斗争は△日米韓台反革命同盟△の強化、日帝の△在日△△アジア人民△への排外主義的抑圧を粉碎する斗いとして

世界革命戦争への戦線の構築、同時にアジア階級斗争を民族主義的に否曲するスターリン主義・連邦主義との国際的党派斗争として展開されねばならない。

(22) 第二に、我々は入管斗争の七〇年代階級斗争における位置を確定せねばならない。△入管・沖縄・反軍・（公害）▽を全力で決戦で斗いぬくという決意の善良さに期待するのではなく、入管斗争の戦略的視座を確定しなければならない。

（既に②で要約したが）七〇年代日帝の総路線△△日米共同声明・入管体制・沖縄侵略前線基地化▽は、最終的に七〇年代アジア派兵△帝国主義軍隊確立に煮つめられ集約されているのである。

この点にこそ我々が帝国主義軍隊解体斗争を七〇年代（前半）階級斗争の基軸を据えるのである。帝軍解体斗争は従つて、現在展開されている叛軍斗争△小西裁判支援・基地や軍需産業の暴露・デモに止まるものでは決してない。明らかに△蜂起△内戦△世界革命戦争▽を視座の中に把えて、即ち、革命の正規軍による帝国主義国家△軍隊（スターリニスト國家△軍隊）の正規戦争における解体を目指して斗がわれなければならない。従来の如き帝国主義軍隊の動向を暴露するにとどまらず、内戦で解体しうる力量・条件の形成△陣型の構築を踏えつつ、既に開始された軍事網の解体を目指す破壊戦と結合し、武装斗争の意義と実現を広く市民社会の中に浸透

定着させて行かねばならない。萌芽的△全人民武装▽運動を体現した全共斗運動を△全社会諸戦線に波及させねばならない。そしてそれら全ての諸個別斗争を、武装斗争の持続を背景にして防衛庁攻撃の中央権力斗争へと集約していくかねばならないであろう。

△入管・沖縄・反軍▽は、この七〇年代階級斗争の戦略的軸心たる帝国主義軍隊解体斗争の指定なしに、日帝の総路線の様々な外的規定性に、一対一的に対応し並列せんとするのである。

そして帝軍解体斗争の当面する政治的攻防の最重要環が入管斗争なのだという事を踏えねばならない。何故なら、入管体制は、今秋入管法国会再上程によつて法的制度化しつつ、激化するアジア階級斗争に対決して朴・蔣両軍事政権を強化せんとする△日米韓台反革命同盟▽の再編であり日帝の総路線にとつて「七二年沖縄返還」に至る過程での集約的攻撃であるからだ。

従つて△奪還△内乱▽派の如く、「アジア侵略体制構築の為の攻撃としての城内平和体制△破防法・入管」と把えるのは、明らかに入管斗争の性質を△治安弾圧反対▽におしとどめるものでしかない。

※革マル派は現代世界を帝国主義者とスターリン主義者との軍事力学的対抗関係と把え、「毛沢東派の武力

斗争の存在△帝国主義者の反共政策」の一環として入管斗争を位置づけ、「日帝の対スターリン主義圈政策の一環としての在日北朝鮮系朝鮮人への抑圧強化」と規定している。入管攻撃は、北朝鮮系人民のみに試りかかるのではなく、全ての在日朝鮮人民を中心としたアジア人民にかけられたのだという事に全く無自覚でしかない。

(23) 第三に、入管斗争は、我々世界革命派の△国際主義的▽態度を根底から試験に立たせている。即ち、帝国主義と民族植民地問題を△トーニンからアナロジーして、然も「被抑圧民族無条件防衛」として入管斗争を語るという、民族主義への傾斜が我々の内部にも存在するからである。

この点に関しては、社共は問題外である。社会党系「革新市長会」は田川市が先鞭をつけた「朝鮮籍書き換え」すら取り組めず、人道上の問題として抗議する有様である。又、日本に至つては、善隣会館での華青斗に対して「ここは日本の領土だ」「法を守らないなら出て行け」※と叫ぶに至り排外主義をムキ出しにしたのである。

※「この野郎、てめえら皆國へ帰りやいいんだ△どこで騒いでやがるんだ」という在日朝鮮人デモに対する機動隊員の暴言と何と類似している事か。この日共は火炎ビン斗争の総括を「対外盲従過激分子の仕

帝国主義打倒、被抑圧民族（アジア階級斗争）は民族自決」の二元的解釈を行ない、そこから「被抑圧民族無条件擁護」を第一のスローガンにする事は二重に誤りである。

何故なら、第一に現代過渡期世界におけるスターリン主義

の「一国社会主義（建設可能）論」が結局のところ、一国的な民族プロ独の發展に展望を託すブルジョア－思想であり政治的には連邦主義（＝民族プロ独の総和）であったが故に、「疎外された過渡期社会」へと変質した歴史的現実を踏えず自らも、政治的自決の擁護から連邦主義リスターリン主義へと転落してしまつてゐるのである。

マルクスもレー－ニンもかかる連邦主義こそ排外主義と表裏にある事を見ぬき斗つたではないか。我々の綱領的立場は、連邦主義と斗い世界を「單一の世界プロレタリア紹裁」へ再編する事である。連邦主義は、帝国主義の不均等發展がもたらす生産力の不均等・格差に固着した民族的障壁・政治・社会・文化的不均等を放置して「個々の國々で勝利した社会主義の連邦的結合が拡がつて世界プロ独へ」というものであり如何なる意味でもブルジョア的民族的残滓を払拭しうるものではないのである。

第二に、「被抑圧民族無条件擁護」という様に、被抑圧民族の民族的利益をタテにとつた斗いは、（第二節のC—⑯で見た様に）民族的利害を擬似國際主義として表現してくる日帝の攻撃—「アジアの繁榮は日本の國益—国防」—に対決しうるものでは決してないのである。我々は△日帝の在日アジ

ア人民に対する排外主義的攻撃を粉碎せよ／＼の明確なるスローガンを掲げ、かかる排外主義的攻撃の根底にある△日本韓台反革命同盟を解体せよ／＼に斗いの方向を集約しなければならないであろう。

既に論じてきた様に、排外主義は市民社会深部に根深く横たわつてゐるのであり、とりわけ関東大震災下の鮮人大虐殺は、直接・庶民が手を下したものである事實を見るならば、我々は全ゆる領域において民族主義・排外主義と対決し打倒してゆかねばならない。その際「排外主義の荒波と斗え」と言いながら、民族主義の左翼的亞種で斗おうとする諸君は、自らの連邦主義を厳しく払拭せねばならないだろうし、同時に、日本の伝統的左翼の如く「無条件擁護」を叫びながら、その底には、被抑圧民族への小ブル賛罪意識的な同情論「裏返しの差別意識・排外主義」がひそんでいないかを点検すべきである。

斗いの軌跡

能勢ナイキ基地粉碎・叛軍キャンプの報告（火砲）三号 八／二七 一七

国家・国境・民族の止揚にむけて 一一

平和台病院斗争の深化をかちとり医療の帝国主義的再編を粉碎せよ 一二

（火砲）四号 九／三 二四

能勢叛軍キャンプ体験談 一一桑 畑 二十郎一一 二七

平和台病院斗争への支援カンパの訴え

叛軍キヤンプ闘争報告

能勢ナイキ基地設置粉碎

この報告は八月十五日から八月二十三日にわたる能勢ミサイル基地設置粉碎斗争に部分的に参加して得たことがらを、若干のメモと記憶にもとづいてしるしたものである。

われわれがこのキヤンプで獲得したあらゆることがらは、今日あるいは明日、この斗いに加わる人々にひきつがれ、前進させられねばならない。そのために細部にわたつてまでも、ここに報告する。

△△我々はなぜ叛軍キヤンプにとりくんだか△△

① 帝国主義軍隊解体・自衛隊解体斗争の一環として

一九一七年史上初の労働者国家の誕生により世界史は新しい質をおびるようになった。いかにして帝国主義を打倒し、我々の社会を建設するのか、という任務が全世界の人民に課せられたのである。このことは、インドシナ革命戦争をはじめ、あらゆる国際的な階級斗争が单一の戦場を形成し、单一の革命戦争に突入しようとしている現在、より明確に把握できるし、またそう認識しなければならない。

帝国主義は「労働者国家」の存在に基づく現代過渡期世界の

構造のゆえに、その生み出すところの諸矛盾をもはや帝国主義戦争として解決することが出来ず、侵略と反革命としてしか展開できず、自らをますますドロ沼へ落し入れている。

一方、労働者国家は変質に変質をかさね、例えば、ソ連と西独の武力行使条約にみられるごとく「世界平和」「平和共存」

の名のもとに腐敗しきり、世界革命の展望を全く見失っている。こうした中にあつて、我々は眞の世界平和は單一のプロレタリアートの独裁によつてのみ可能であり、それ以外にありえないと認識するが故に、まず先進国内部に内戦を組織すること、恒常的な武装勢力の構築でもつてこの状況に対峙しようとするのである。

能勢の叛軍斗争はこのような七〇年代における全人民武装の斗争として展開されたのである。

② 戰略的拠点形成の第一歩として

ナイキJミサイル配置は、日米韓台反共軍事同盟内部におけるヘゲモニー確立にとつて決定的な意味をもつところの第三次防の中心をなすものである。したがつて、ブルジョアジーにとって重要な拠点として存在する。そのようなブルジョアジーの重要拠点に真正面から対峙することにより、その斗いを逆に我々の拠点として戦略的に位置づけることにより、もつとも有効な斗いになるだろう。

ただし、「我々の拠点は三里塚や大学のように物理的・平面的

な建設は七〇年代にあつてはほぼ不可能である。あくまで我々の強固な思想とそれによつて確立する組織そのものに根柢地を求めるべならない」

(3) 関西地区反戦連絡会議の再編

・・・大衆化・重層化の内実の形成・・・

地区共斗の明確な意義は反戦の質的強化により獲得される

ものであり、労働者と学生の結合とか、量的拡大を意味するものではない。

我々の「政治とスローガンの正しさによる、諸団体を関地区へ」と再編することがとわれているのである。そのためにはまず強固な事務局体制の確立が必要である。

大衆化とは「大衆になることではなく、大衆の意識をつかむ能力の獲得のことである。」

△△叛軍キャンプ経過▽▽

八月十 五日(土) PM六時 防衛施設庁攻撃斗争

集会 大手前教育塔前 後 デモ

関地区 反キ連

八月十 六日(日) キャンプ・イン

PM一時 現地斗争(宿野役場前)

デモ 宿野部落一巡

関地区 反キ連 他

八月十 七日(月) 以後常駐約二十五名

△△天王地区とは▽▽

能勢町は猪名川の各支流に点在する村落が合併して出来たものである。したがつてすべての部落が川添いのバス道にそつて存在

し、部落と部落とはそれほどかけはなれてはいない。しかし天王地区だけは別である。能勢電の山下駅からバスで三〇分の終着・宿野からさらに山奥へ十数キロ山道をまがりくねつたドン奥にある。日にバスが二往復しかない。人呼んで大阪のチベット、能勢のチベットといふ。古くから天王地区は、山奥の存在のためか、能勢一帯の生活そのものから疎外されて差別されて来た。そのため天王の人々はその差別の裏返しとして部落ナショナリズムを強く固にいだいている。天王こそが文化の中心という悲痛な優越感に支えられて今もなお、天王の中学生は寄せ集めのメンバーでつき指をしながらバレー・ボールの対抗試合になにがなんでも勝とうとしている。

それだけに部落共同体としての組織は強固で、その規制力も強い。日本の農山村のはとんどに残存するイエの制度は厳然として存在し、部落会議は一戸一名、戸主のみによつて構成され、有力な数名の発言力がすべてを決しているようである。

戸数六十三戸、東・岡・北・等数この姓にかぎられており、明らかに同族集団(本家・分家の結合)が予想される。しかし、この結合は余り強くないことが、日常生活における本一分関係の意識の不明さによりわかつた。むしろここでの結束力は、他部落と

関地区・反キ連・東淀川反戦・三田反戦・池

田高校・他・参加

八月十 八日(火) 天王および各地区オルグ

八月十九日(水) 調査完了

八月二十日(木) 映画会「三里塚の夏」(天王地区)

八月二十一日(金) 天王地区重点オルグに入る

八月二十二日(土) 映画会「三里塚の夏」(宿野地区)

八月二十三日(日) 現地斗争(天王地区) 集会 デモ

この間キャンプでおこなつたこと

① オルグ

天王地区 基地予定地であるため六十三戸全部を個別訪問し

a 家族構成・意識状況等の調査

b 斗争への決起をうながすためのオルグ

c 斗争の核となるべきオルグ(重点オルグ)

他地区 宣伝と調査を中心としたオルグ

② 宣伝

映画会・ビラまき・ステッカー

③ 調査

天王地区的詳細地図

基地をめぐる情報の収集

山田弾薬工場・庫の調査

の関係から規定される地域ナショナリズムによるもので、ミサイルの場合も「部落を割りたくない」という意識が第一義的に志向される。

生業は農業専業・米作・トマト栽培・乳牛飼育・経済的には日本の大半がかつての村有地(共有地・入会地)で他に数人の個人所有地がふくまれているらしい(防衛庁が正確な予定地を公表していないため、農民はおよそのけんとうをつけるしかない段階にある。ほぼ間違いなものであろう)。

基地予定地は、天王部落よりさらに山へ入った高原状の土地。その大半がかつての村有地(共有地・入会地)で他に数人の個人所有地がふくまれているらしい(防衛庁が正確な予定地を公表していないため、農民はおよそのけんとうをつけるしかない段階にある。ほぼ間違いものであろう)。

① 農民の政治的意識が高いこと。

住民は我々に非常に好意的である。「ゴクロウサン」といつてむかえてくれる。全住民が基地反対である。防衛庁のいう自衛論もすべてが知っている。三次防、四次防についても理解している。関西の他の基地予定地の住民の反応(アイバ野、アオノガ原等)も知つてゐる。能勢町議会の反対決議以前に天王地区部落会議で反対決議をし、中央へ直接交渉している。

反対の理由は、自然美とか環境の破壊等の理由はごく少なく危険性の増大という理由すら乗り越え「戦争に反対するため」が最も強い。部落会議での反対理由は「基地はケンカの道具

である。そんなものは不要だ』ということだつたらしい。した

がつて、それが能勢だから、天王だから反対するという考えは全くなく、他のどこであろうと反対であると表明する。中には「人類の眞の平和を実現するために生き抜くことに自分の生きがいを見い出す。そのような生き方から反対する」という人さえいる。

(1)これらの現象は、すでにさまざまなオルグが入つてゐることおよび基地予定地の土地を失つても、現在の生活のレベルを高めこそそれ、決して下げはしないという点にもとづくものだろう。(予定地はほとんど全部山林であり、現状の農業にからずしも結びつかず、むしろ地代の収入がプラスとして作用すること)

(2)地主(基地予定地内の土地所有者)は十二名である。およそ推測から(しかしほば間違ひないが)地主は十二名である。うち四名は判名した。

(3)全戸が一戸当たり二〇〇万円をすでに受取つてゐる。部落共有林をイカルガ牛乳へ売つて各戸二〇〇万円づつもらつてゐる。このことは決定的な意味をもつだらう。なぜなら、すでに金の重さを知つたから。

(4)自分の家から一步外へ出るとミサイル基地について話をかわさない。村人同志さえも。このことが反対の質を分析する上で意味をもつだらう。

▲▲重点オルグで判明したこと▽▽
現地の斗いにおける核となりうるだらうと我々が判断した老人は、およそ次のように自分の意識を表明した。

「自己の戦争体験(大きな負傷をおつてゐる)より反戦の思想をいだき、戦争とは誰かが自己の利益のために人民をあやつるものだ。一度死んだも同じ自分の余生を、眞に人類の平和のためにつらぬきたい。反対運動に立ち上つてゐる諸君の姿は美しい。私は基地予定地の地主だが決して印を押さないと、十二人の地主は話し合つて意志統一しようとしている。この問題は座敷で話し合つて解決することではない・力と力がぶつかり合うのも当然だらう。」と

しかし、彼は立ち上らない。我々の姿は美しく尊いという。村の人々にもつと宣伝・教育をしてくれといふ。だが、十二名の地主の名をあかさない。なぜか?

▲▲若年層への働きかけ▽▽

部落の共同体規制にのめりこんでいる人間は行動できないのではないか。それは自分の生活の基礎としての共同体からの脱出をかけた行為が要求されるからだ。基地が出来ても今までと生活が変らぬ以上、その決意は非常に重い。

部落共同体へのかかわりが相対的に稀薄な部分に我々のオルグは集中すべきだ。それは若年層ではないか。

中核全学連と名乗る三人が我々より二週間先に來てゐる。彼

らは空家を借り、現在その改修作業に余念がない。そして彼らは

部落の青年団と話し合う予定を組んでゐる。三年間ここに住むといふ。若年層への着目、現地常駐体制の確立、我々はどう方針を立てるべきか。

△△バクロによる切りくずし▽▽

若年層という視点は基本的には正しいだろうが、従つてそれもあくまで追求するが、そこには大きな落し穴がある。アウトサイダー的立場に立ち得る一人が、たまたまそのような視点から部落の意識をバクロしたのは二十一日の夜のオルグであつた。

「反対という言葉の奥底には賛成がある。金の重さに耐えられる人物はこの村には一人もいない。区長は反対を表明しているが地主であり真意はわからない。もし真に反対なら、部落で対策委員会をつくり、具体策を出せといふ私の発言が会議では無視された。貫して反対を主張している男(彼は犬らしい。将来子孫が苦しむことを自己の利益につられて行なつてはならない、と主張をしているらしい)を、すべての者が冷たくあしらつてゐる」と。

公民館、学校の校庭、寺、神社等すべての公共施設から映画会をしめ出された我々は「ゴクロウサン」を分析しなければならぬ。地主以外の者にもイカルガ牛乳との契約書問題(牧場地以外には使用しないという項)をつつけば、すでにもらつた二〇〇万円にプラスアルフアがつきはしないかという打算がはたらいでない

▲▲重点オルグで判明したこと▽▽
現地の斗いにおける核となりうるだらうと我々が判断した老人は、およそ次のように自分の意識を表明した。

「自己の戦争体験(大きな負傷をおつてゐる)より反戦の思想をいだき、戦争とは誰かが自己の利益のために人民をあやつるものだ。一度死んだも同じ自分の余生を、眞に人類の平和のためにつらぬきたい。反対運動に立ち上つてゐる諸君の姿は美しい。私は基地予定地の地主だが決して印を押さないと、十二人の地主は話し合つて意志統一しようとしている。この問題は座敷で話し合つて解決することではない・力と力がぶつかり合うのも当然だらう。」と

しかし、彼は立ち上らない。我々の姿は美しく尊いという。村の人々にもつと宣伝・教育をしてくれといふ。だが、十二名の地主の名をあかさない。なぜか?

▲▲若年層への働きかけ▽▽

部落の共同体規制にのめりこんでいる人間は行動できないのではないか。それは自分の生活の基礎としての共同体からの脱出をかけた行為が要求されるからだ。基地が出来ても今までと生活が変らぬ以上、その決意は非常に重い。

部落共同体へのかかわりが相対的に稀薄な部分に我々のオルグは集中すべきだ。それは若年層ではないか。

中核全学連と名乗る三人が我々より二週間先に來てゐる。彼らは空家を借り、現在その改修作業に余念がない。そして彼らは部落の青年団と話し合う予定を組んでゐる。三年間ここに住むといふ。若年層への着目、現地常駐体制の確立、我々はどう方針を立てるべきか。

△△バクロによる切りくずし▽▽

若年層という視点は基本的には正しいだろうが、従つてそれもあくまで追求するが、そこには大きな落し穴がある。アウトサイダー的立場に立ち得る一人が、たまたまそのような視点から部落の意識をバクロしたのは二十一日の夜のオルグであつた。

「反対という言葉の奥底には賛成がある。金の重さに耐えられる人物はこの村には一人もいない。区長は反対を表明しているが地主であり真意はわからない。もし真に反対なら、部落で対策委員会をつくり、具体策を出せといふ私の発言が会議では無視された。貫して反対を主張している男(彼は犬らしい。将来子孫が苦しむことを自己の利益につられて行なつてはならない、と主張をしているらしい)を、すべての者が冷たくあしらつてゐる」と。

公民館、学校の校庭、寺、神社等すべての公共施設から映画会をしめ出された我々は「ゴクロウサン」を分析しなければならぬ。地主以外の者にもイカルガ牛乳との契約書問題(牧場地以外には使用しないという項)をつつけば、すでにもらつた二〇〇万円にプラスアルフアがつきはしないかという打算がはたらいでない

▲▲重点オルグで判明したこと▽▽
現地の斗いにおける核となりうるだらうと我々が判断した老人は、およそ次のように自分の意識を表明した。

「自己の戦争体験(大きな負傷をおつてゐる)より反戦の思想をいだき、戦争とは誰かが自己の利益のために人民をあやつるものだ。一度死んだも同じ自分の余生を、眞に人類の平和のためにつらぬきたい。反対運動に立ち上つてゐる諸君の姿は美しい。私は基地予定地の地主だが決して印を押さないと、十二人の地主は話し合つて意志統一しようとしている。この問題は座敷で話し合つて解決することではない・力と力がぶつかり合うのも当然だらう。」と

しかし、彼は立ち上らない。我々の姿は美しく尊いという。村の人々にもつと宣伝・教育をしてくれといふ。だが、十二名の地主の名をあかさない。なぜか?

▲▲若年層への働きかけ▽▽

部落の共同体規制にのめりこんでいる人間は行動できないのではないか。それは自分の生活の基礎としての共同体からの脱出をかけた行為が要求されるからだ。基地が出来ても今までと生活が変らぬ以上、その決意は非常に重い。

部落共同体へのかかわりが相対的に稀薄な部分に我々のオルグは集中すべきだ。それは若年層ではないか。

中核全学連と名乗る三人が我々より二週間先に來てゐる。彼らは空家を借り、現在その改修作業に余念がない。そして彼らは部落の青年団と話し合う予定を組んでゐる。三年間ここに住むといふ。若年層への着目、現地常駐体制の確立、我々はどう方針を立てるべきか。

△△バクロによる切りくずし▽▽

若年層という視点は基本的には正しいだろうが、従つてそれもあくまで追求するが、そこには大きな落し穴がある。アウトサイダー的立場に立ち得る一人が、たまたまそのような視点から部落の意識をバクロしたのは二十一日の夜のオルグであつた。

「反対という言葉の奥底には賛成がある。金の重さに耐えられる人物はこの村には一人もいない。区長は反対を表明しているが地主であり真意はわからない。もし真に反対なら、部落で対策委員会をつくり、具体策を出せといふ私の発言が会議では無視された。貫して反対を主張している男(彼は犬らしい。将来子孫が苦しむことを自己の利益につられて行なつてはならない、と主張をしているらしい)を、すべての者が冷たくあしらつてゐる」と。

公民館、学校の校庭、寺、神社等すべての公共施設から映画会をしめ出された我々は「ゴクロウサン」を分析しなければならぬ。地主以外の者にもイカルガ牛乳との契約書問題(牧場地以外には使用しないという項)をつつけば、すでにもらつた二〇〇万円にプラスアルフアがつきはしないかという打算がはたらいでない

▲▲重点オルグで判明したこと▽▽
現地の斗いにおける核となりうるだらうと我々が判断した老人は、およそ次のように自分の意識を表明した。

「自己の戦争体験(大きな負傷をおつてゐる)より反戦の思想をいだき、戦争とは誰かが自己の利益のために人民をあやつるものだ。一度死んだも同じ自分の余生を、眞に人類の平和のためにつらぬきたい。反対運動に立ち上つてゐる諸君の姿は美しい。私は基地予定地の地主だが決して印を押さないと、十二人の地主は話し合つて意志統一しようとしている。この問題は座敷で話し合つて解決することではない・力と力がぶつかり合うのも当然だらう。」と

しかし、彼は立ち上らない。我々の姿は美しく尊いという。村の人々にもつと宣伝・教育をしてくれといふ。だが、十二名の地主の名をあかさない。なぜか?

▲▲若年層への働きかけ▽▽

部落の共同体規制にのめりこんでいる人間は行動できないのではないか。それは自分の生活の基礎としての共同体からの脱出をかけた行為が要求されるからだ。基地が出来ても今までと生活が変らぬ以上、その決意は非常に重い。

部落共同体へのかかわりが相対的に稀薄な部分に我々のオルグは集中すべきだ。それは若年層ではないか。

中核全学連と名乗る三人が我々より二週間先に來てゐる。彼らは空家を借り、現在その改修作業に余念がない。そして彼らは部落の青年団と話し合う予定を組んでゐる。三年間ここに住むといふ。若年層への着目、現地常駐体制の確立、我々はどう方針を立てるべきか。

△△バクロによる切りくずし▽▽

若年層という視点は基本的には正しいだろうが、従つてそれもあくまで追求するが、そこには大きな落し穴がある。アウトサイダー的立場に立ち得る一人が、たまたまそのような視点から部落の意識をバクロしたのは二十一日の夜のオルグであつた。

「反対という言葉の奥底には賛成がある。金の重さに耐えられる人物はこの村には一人もいない。区長は反対を表明しているが地主であり真意はわからない。もし真に反対なら、部落で対策委員会をつくり、具体策を出せといふ私の発言が会議では無視された。貫して反対を主張している男(彼は犬らしい。将来子孫が苦しむことを自己の利益につられて行なつてはならない、と主張をしているらしい)を、すべての者が冷たくあしらつてゐる」と。

公民館、学校の校庭、寺、神社等すべての公共施設から映画会をしめ出された我々は「ゴクロウサン」を分析しなければならぬ。地主以外の者にもイカルガ牛乳との契約書問題(牧場地以外には使用しないという項)をつつけば、すでにもらつた二〇〇万円にプラスアルフアがつきはしないかという打算がはたらいでない

いまやつと、方針が出せるところへたどりついたといえよう。

国家・国境・民族の止揚に向けて

「入管斗争」を斗い抜く為に

日米共同声明以後、日帝の七〇年代侵略・反革命の総路線が、日米・日韓・日華の反革命同盟の強化として進行しており、七二年沖縄返還・侵略前進基地化・三次防、四次防から自衛隊の強化として進行している。一方において、日帝のアジア侵略・反革命・自衛隊の海外派兵への布石としての国内支配体制の強化は、一方での革命的左翼に対する破防法攻撃を頂点とする治安体制の強化であり、他方・入管体制による在日外国人とりわけ在日朝鮮人・中国人への民族分断支配の強化が、我々につきつけられている。

前掲の論文において「東南アジア・朝鮮半島」をめぐる詳細な情勢分析と我々の総路線の提起があつたが、ここでは「入管体制粉碎・入管法再上程阻止」に向けて ①日韓条約の際締結された法的地位協定に基づく永住権申請攻撃の犯罪性と ②今秋、入管法再上程の問題、二点を軸にして考えてみたい。

〔①永住権申請による朝鮮人攻撃〕

第二次大戦における日本軍国主義の朝鮮支配、朝鮮人の本国ベ

行入管令二四条四に規定される退去強制の対象は一時的入国者（船員等）や、短期滞在の外国人であつて在日朝鮮人（民族の南北分断によつて日本以外に行く所がなく、日本に生活の根を下した）にまで拡大適用する事は、さまざま人々の抵抗の前に阻まれていた。ところが、本協定に附隨する「合意議事録」によると「韓国」は送還者の受取りを拒めず、「永住権者」に関しては国際法上合法的に送還出来ることになつてゐる。さらに協定第三条 A～D の退去強制事由の項は巧妙に隠蔽してあるものの実質的には入管令の規定よりはるかに過酷なものとなつていて。

〔2〕 「韓国」国内法（反共法、新國家保安法等）の適用と「犯罪人」引渡し条約による反朴活動の監視と禁止である。「永住権」の取得の為には「韓国」籍をとらざるを得なかつた人々に「韓国」の徴兵令や反共法、新國家保安法を適用し、拒否すれば「引渡し条約」で送還する。これは実際に六五年頃ひんびんと徴兵令が在日「韓国」青年宅に舞込んでいた。その他

〔3〕 外国人入管令は全面的に適用されるし、
〔4〕 無権利状態の法的確認（就職時などの差別はそのまま）
するという。

の強制連行、強制労働、戦後の朝鮮半島の分割統治「二つの朝鮮」・朝鮮戦争等を経る中で日帝は一貫して在日朝鮮人の国内における地位を明確にして来た。そうした中で六五年日韓法的地位協定によつて韓国政府と結託し、一方で國際赤十字による従来の「北朝鮮帰還」を一方的に打ち切り、七一年一月までに、自からを「韓国籍」として認める者については〔※〕日本での永住権を与える、入管行政の直接的対象とはせず一應の法的地位を与えるという永住権申請を明らかにした。

〔※〕協定第一条の規定にあるように、支配者階級は周到に永住権申請資格の選別をしている。

これは、在日朝鮮人の大半がその国籍を朝鮮民主主義人民共和国としている事實を一方での入管行政の執行による強制収容・強制送還をドウ喝としつつ「永住権申請」を踏み絵として韓国人へと転向させることによつて在日朝鮮人を日韓反革命同盟の支配の下におこなおうとする日韓支配者階級の共同の反革命的策謀に他ならない。

在日朝鮮人六〇万のうち現在に至るまで「永住権者」は一〇数万にすぎず、その大半が「永住権申請」を拒否しているという事実の中にこの「永住権申請」のもつ反動性が如実に示されているが、それでは永住権取得⇒韓国籍への変更は何をもたらすであろうか。

〔1〕 「永住権」取得⇒強制送還の合法化であることである。現

「永住権申請」は在日朝鮮人への攻撃以外の何者でもない。去る七月の日韓閣僚会議の席上において、日韓支配者階級は期限切れまでに必ず「永住権申請」を完了することを確認した。現在、在日朝鮮人は七一年期限切れを前にして韓国籍への転向⇒永住権申請を獲得し、より強力な日韓反革命同盟の下におかれるか、それとも一切の生存権を奪われて行くのか、という所に立たされているのである。

〔②今秋入管法再上程の問題〕

現在入管令の制定されたのが一九五一年であることをみても明らかなる如く、そもそも入管令は朝鮮戦争を機に再び日帝の侵略・反革命の対象となつた朝鮮半島と、朝鮮人民に対して新たな抑圧を開始する第一歩であつたといえる。入管令は、以降五二年制定の外国人登録法と相互補定的に大村・横浜の収容所全国各地の入国管理事務所・収容所とともになつて入管行政を作成する。

これにより、在日外国人・とりわけ在日朝鮮人は憲法や一般法規の枠の外のいわば入管行政の檻の中で、強制収容・強制送還等、入管法の果した犯罪的役割りは、この間の強制収容者共産主義者の入国、政治活動の規制、政治的亡命者の本国強制送還等、入管法の果した犯罪的役割りは、この間の強制収容者二万五千名・強制送還者一万五千名という数字の示すよう巨

大であるといわざるを得ない。

秋の次期通常国会に政府はこれまでの入管法を新たに再提出することを決定した。この入管法の再提出は、内実としてはより一層強化された在日外国人に対する治安立法的性質の具体化に他ならず、昨年夏に引き続き今秋再度の提出は、先に述べた

「永住権申請」の強権的促出と武器とする為に他ならない。

今秋提出される入管法の主な内容は、在日外国人の政治活動の禁止（国政の妨げとなる行為、集会への参加、示威運動への参加、演説、文書配布等の禁止）

在日外国人の国内での行動の報告の義務の明文化（入国警備官の調査への絶対協力、默否を認めない）

中央官庁・地方行政機関の公務員に対する違反調査、通報の義務づけ、更には国民に対し、在日外国人の「違法行為」・反国益、国策行為の「密告」の義務づけ、等の明文化。

そして逆に総体としては、具体的な条項、条件を削除し、簡素化することによって、法的適用の一切を入国管理局・法務省・外事警察の恣意的・裁量に委ねている事である。これによつて権力は、全国的捜査網、弾圧体制を敷き、在日外国人の日常的監視、任意調査、情報収集の無制限な執行を容易にし、明確な在日外国人の治安立法として、また我々国内人民との間を分断する巨大な壁として成立させようとしているのである。

平和台病院斗争の深化をかちとり

医療の帝国主義的再編を粉碎せよ！

八月二八日付神戸新聞が報じているように、長田区五位ノ池の平和台病院において、七月三〇日より看護婦、栄養士などが労働組合を結成、以後今日まで一ヵ月以上にわたる無期限ストライキが続けられている。

同病院は三年前には二十名の看護婦がいたが、今は半数が退職しかもこの間に四階建の新館が増築されている。こうした中でついに病院に働く人々の不満は爆発。看護婦の増員、前借金制度同様の奨学貸付金を帳消しに退職の自由を認めよ、寮の自治など十八項目の要求でストに突入したのである。これと同時に金属、県職、地区的グループを中心に共同斗争委（責任者・宮地氏）をもち、斗いを支援することとなつた。

病院側は最初「労調法違反のストだから団交には応じない」と回答を拒否していたが、八日から戦術を変更、要求の基本をはぐらかした短時間のノラクラ交渉で組合の弱体化をはかるという対応をしてきた（これには地労委の全く経営側に立つた不当な介入が大きな力となつている）

また組合員と共に共同斗争委メンバーとの分断、斗争破壊をねらつて二十日・二十五日と二度にわたつて官憲を導入したのである。こ

のような病院・県地労委・権力の態度に、組合側は戦列をたてな

おし、徹底抗戦の体制を固めている。

われわれ神戸地区反戦は、能勢ナイキ基地阻止、反軍キャンプ入管斗争の準備に全力をそそぐ中で、一定メンバーをこの斗争におくり、地労委への抗議行動、八／一三地域集会などの組織化に先頭に立つて斗つてきた。この一見ちつぱげな争議にかかる過程で、しかし日本労働運動を取りまく状況はクツキリと明らかにされきていて。共産党は看護婦さん達に「私たちのいうことを聞けば病院とうまく話をつけてあげる」と周辺の民商のババア連をつかつて自民党的地盤ボスその他のドウ鳴をし、拒否されるや病院当局とベツタリ協力して「違法スト」とののしり、斗争妨害に全力をあげている。彼らのいう労働運動が「労働者階級の革命的団結」をめざすものではなく、票をふやすための合法機関として労働組合を系列化する代物でしかないと自己暴露している。公明党もまた同様である。

そして民間の総評の対応は「労調法に違反したストぢやねー！」

というように、もともと重要産業（電気・水道・石炭など）労働者のスト権を大きく制約することを狙つた「労調法」の「十日前のスト予告義務」に対する現実の運動の反抗に、法の常識で対処しようとしている。しかし、もともと労働運動とは非合法なものであり、それを荒々しい斗いによつて資本家に認めさせてきたものだ。この初步的なものを忘れるまでに総評の形がい化は進んで

◎ 医療体制の帝国主義的再編を許すな！

支援要請にも示されている通り、この斗いは特殊・平和台病院のことではない。大学の医局を頂点とする日本の医療体制の矛盾がふき出したことだ。

大学斗争の発火点となつた医学連、青医連の斗いは「白い巨塔」の現実を根底から揺したのである。また公立病院の看護婦を中心とした夜勤は少なくとも二人で、月八日以内に「とう二・八斗争はこれまでの医療体制の矛盾が看護婦の犠牲によつてごまかされできることを告発した。

だからこそ逆に病院当局は、医師会・県当局・権力を総動員してこの小さな組合に対抗してきたといえよう。そして日共の「反革命」以下の「スト破り」としての登場も、どんな小さな医療労働者の反抗も非妥協に斗われるなら、日本医療体制とその帝国主義的再編に対する永続的斗争になつていくことへの恐怖なのである。

われわれのこの斗いに対するかかわりはなお派生的であり、かつ個人的レベルに止まつてゐる。斗いの長期体制を支える物心両面の支援を、地区反戦の全ルートから集中することからはじめなければならない。当面、われわれの獲得目標は次のよう

した弾圧、看護婦不足を口実とした補助看法の改悪、看護協会の反動的対応にみられるように日本医療体制の明白になつた「危機と矛盾」を、あくまで医者を頂点とする支配機構を堅持しつつ医療体制の帝国主義的再編成をもつてのりきろうといふのが政府・資本のうどきである。ぎりぎりの要求する拒否する病院当局の背後にあるものに対し、しつかりした認識をみんなのものとすることである。

(2) 第二に、この認識を単に理念や言葉でなく、大学・公立病

院・民間をとわず、当局側のはりめぐらした支配の網の目をかいくぐり、くいやぶり（医局解体→帝大解体まですすんだ）

医学部、青医連の斗いの意味をあらゆる地点におし拡げる。

医療戦線の中核をつくりあげることである。個別個別の斗

いの成功・失敗・あるいは高揚・沈滯に左右されず、反帝統

一戦線の一翼として医療労働運動をきずく主体への飛躍であ

る（具体的には民間→県病→市民病院→神大医をむすぶ共斗の緊密化となる）

以上をふまえた上で具体的方針としては

(1) 斗争形態（長期スト）と主体的条件とのギャップを早急に克服すること。組合内における「斗いの意味」についての討議を深めると共に共同斗争委の人的・財政的物質力を強化することは焦眉の課題である。

(2) あらゆる医療関係への宣伝と合わせて、団交を拒否する

△ 全力をつくして門前での早朝集会（八・四〇）～九・三〇）に参加を！

△ 仲間から支援カンパを集中せよ！

△ 共同斗争委へ結集せよ！

△△抗議先▽▽

△△支援先▽▽

長田区平和台一丁目十三の二

平和台病院労働組合（広 春夫 委員長）

電話（六二二）三一五六

平和台病院院長 阿 部 煥
電話（六一）六一五五
長田区細田町七の三 長田警察署
電話（六二）二二三六

能勢叛軍キャンプ 体験記

神戸地区反戦 桑 煙 二十郎

帝国主義軍隊→自衛隊解体斗争の一環として斗われた能勢叛軍キヤンプ斗争に、神戸地区反戦より参加して得られた体験を、自分なりの主観にもとづいて記したいと思います。

能勢電鉄・山下駅からバスで三〇分、能勢役場前から眺めたキヤンプ地は、緑の中に並ぶ十数張のテントの黄色と、はたらく赤、旗と、色彩感にあふれ実に莊觀なもので、我々の圧倒的な力量を誇示するかのようである。

現地における斗いは、八月十六日の集会と大デモストレートショ

ンによつて開始された。僕自身、能勢でのデモは、七月五日に統いて二度目であることから、実感として湧いてくるものは、あまりなかつたが、我々の圧倒的なデモに右往左往する機動隊の姿はこつけいそのものであった。この日はデモ終了後、一旦帰神し、翌日の午後から写真展開催の作業にとりかかつた。ベニヤ板に張りつけられた写真は、オルグの時にある商店の人が言つていたように「雑誌の切り抜き等を張つた」若干お粗末な感じのするものではあつたが、バス停の前で写真に見入る現地の人々の顔から

は、日帝のアジア侵略に対する怒りが感じられた。この日は夕食

病院当局との対峙関係（ヤマ場）をつくり出さねばならぬ。現在病院側は、入院患者をほんなくすこと→夜間診療

の再開へと動こうとしている。これは経営を縮少し外来だけで経営続行→組合のつかれ待ちを狙うものだ。われわれは総力をあげて内外の体制をかため、神戸の一角にもえ

あがつた医療労働者の反逆を医療戦線の全分野へおし拡げる。それがまた地区反戦運動の新たなるそのをつくるものである。

平和台病院斗争への支援カンパの訴え

すでに四〇日をこえて斗いつづけられています。同病院は以前に

は二十数名の看護婦がいましたが、今は九名にへり、しかもこの間に四階建の新館が増築されました。やめていつた仲間のうちに

は准看護学校への学費を病院が出すが卒業後二年勤務せずに退職するなら即時全額を返済しなければならない、という前借金同様の制度のため退職金もなく夜逃げ同然で出て行つた人も多いのです。

また労基署もあきれるような劣悪な状態が続いて来ました。こうした中で、私たちの不満は爆発し、看護婦を中心に組合を結成、十八項目の（それらはいづれも当然の、ぎりぎりのものばかりです）要求をかかげてストに突入したのです。以後、共同斗争委に結集する地域住民・医療労働者・組合員等の人々と共に斗いを強化拡大してきました。

病院側は最初“労調法違反のストだから団交はできない”と回答を拒否していたが、途中から要求をはぐらかした短時間のノラクラ交渉で組合の弱体化をはかるという対応をする一方、組合員の分裂工作、三度にわたる官憲の導入、度重なる寮自治の破壊、を行なつてきているのです。病院は口を開けば“患者が・・・”といいますが、しかし結局それは同じ医療の仕事をしている私たちの要求をおしつぶすための隠れミノにすぎません。本音は、医者は経営者であり、もうけが全てに優先する。看護婦や栄養士検査士はその手段であり、患者はもうけをあげる対象”なのです。

こうした平和台病院当局のやり方一働く者を無視した現在の日本

の医療体制の姿がくつきりと示されています。

看護婦不足の原因をおし隠し、中卒の労働力をこき使うことに

限界がきたとみるや、保助看法の改悪と高卒一年で准看を速成する一でのり切ろうとする政府の態度はその頂点であり公立や民間の大病院で切实な二・八要求の圧殺、空洞化あるいは逆手にとの合理化が行なわれてきました。私たちの斗いはわずか十名足らずのさきやかな斗いですが、その背後には抑圧されてきた医療労働者の叫び怨念がこめられていることをしつかりとつかみ、最後まで斗いぬく決意を固めています。入院患者をなくして外来診療にしばつて経営の保持を強行せんとする病院に対し、私達も長期の斗争体制をうち固めることは焦眉の急となつております。

九月五日には神戸地区労組春斗共斗に加盟、斗いの輪をひろげつつありますが、斗争体制を実体的に支えるため支援のカンパを訴える次第であります。何卒最大限の支援を寄せられますよう切に要請いたします。

平和台病院労働組合 委員長 広 春夫
共同斗争委員会 書記長 宮地 洋二
支援カンパ 線
年 月 日

口（一口五百円）領收しました。

取扱者名（ ）

資料編

関西地区反戦連絡会議編集=入管斗争資料No.1

アジア朝鮮危機に対応した日帝の侵略反革命体制を粉碎せよ！

- ◎入管体制粉碎・入管法再上程阻止！ 入管令粉碎・外国人登録法粉碎！
- ◎日韓法的地位協定粉碎！
- ×「協定永住権」申請をテコにした韓国籍への強要を許すな！
- ×在日朝鮮人の朝鮮籍書き換え運動に対する国家権力の弾圧を許すな！
- ◎破防法攻撃粉碎！

前文——我々の基本的立場

出入国管理法案（抜萃）……………二九

日韓法的地位協定（全文）……………三一

出入国管理令（抜萃）……………三三

入管体制粉碎関西連絡会議（準）基調報告……………三五

入管体制粉碎関西連絡会議（準）論文……………三七

1. 9／1の意味

2. 入管体制強化に向けた動き

3. 六九年及び七〇年前半の入管斗争の総括

前文——我々の基本的立場

全関西の戦斗的労働者・学生・市民諸君！

「入管斗争資料No.1」を発行するにあたつて、我々の基本的立場を明らかにしておきたい。

△7/7問題で問われた本質的な点は、第一に「国際主義」の内実そのものが、「入管斗争をいかに恒常に斗うのか」として戦略的次元における問題として。第二に我々も含めてプロ独派が入管斗争を、個別的、非連続にしか遂行しえなかつた、無知、犯罪性としてあつたことを主体的反省の契機とする事に他ならない事をまず確認しようではないか。

日帝のアジア侵略反革命へ向けての軍事外交路線は、この間の日韓閣僚会議、日韓協力委、佐藤一ロジャーズ会談、日「華」協力委、等々を経る中で増々強化されている。それは明らかに七年沖縄返還→自衛隊派兵から、アジア民族解放斗争の不可避の拡大に対する自衛隊海外派兵へと展開するものとして帝国主義の更に一層密集した支配の強化の過程である。

六〇年代後半からベトナムを頂点とした民族解放斗争の非和解的な斗いがカンボジアからインドシナ半島へと拡大深化する中で米帝の第二次大戦以後の政治的・経済的・軍事的・一元的支配を根底からゆるがした。そして最近では米帝の戦略的転換をニクソンガムドクトリンとして提議し、ベトナム、カンボジアからの米

軍の一部撤兵から、更に駐韓米軍の一部撤収を七一年六月に実施する。このような米帝の後退と、日・西独帝の台頭による国際反革命同盟、とりわけアジア帝国主義間（日・韓・台・米）の反革命同盟の再編が急速に進行していることにより、日帝にとつてはより一層高次の展開を要求されてきているのである。より具体的には①米軍の世界主要戦略拠点への恒常的駐留、臨戦体制から圧倒的な核を背景にした有事動員体制への転換②現実の戦斗はカイライ政府軍へ③日帝に対しては、自衛隊の有事動員、カイライ政府への武器援助、部分的な（韓・台）恒常的駐留の要求としてある。これまで米帝に依拠してきたカイライ政府は米帝のこのような反革命戦略の転換に対して、新たな事態を招いている。特に韓国にとつて米日の經濟的・軍事的力量でからうじて「北鮮」との不安定な政権延命してきたその環が失なわれることとなつてより一層政治的危機を導く事となり、その危機の回避を日帝との結合において計ろうとしている。日帝はこれに対し、①在日朝鮮人の「韓国籍」への強制をもくろむ「永住権申請」の遂行②韓国への新借款一億五千九百万ドル③「防衛産業整備計画」の一環としてある浦項総合製鉄所建設に対する援助、等々を確約することにより軍事外交をおし進めている。

以上述べてきたように日帝にとつては今や侵略反革命体制の確立を急務な課題としておしあげているのであり、その軸が①帝國主義軍隊の更なる強化であり、②国益国防への国民総合政策の

進展であり ③在日アジア人民への民族分断支配である。

1. 帝軍・自衛隊の再編強化

朝鮮戦争を契機として出生した自衛隊は日帝の経済的成长とともに、日帝のアジア侵略反革命の戦略的任務を担う者としてその内実を整えつつある。その内実とは ① 装備の高度化、核保有能力の獲得、空海軍の強化拡大 ② 防衛産業の國家的育成、独占資本との結合（自主防衛） ③ 国益、国防、自主防衛論のマスコミを動員した宣伝 ④ 司法機関の反動化を通じ「違憲論」の駆逐 ⑤ 最終的に防衛庁→国防省としてその行政権力の拡大としてある。とりわけ七〇年代の日帝にとつて以上内の内実の確保は緊急な課題であり、その軍事外交路線の決定的メルクマールとなっているのである。

2. 国益国防への国民総合政策の進展
帝国主義間戦争のその勝利は生産力の差によって決定する。ということは生産力の主体＝労働者を如何に強固に集中し、永続的に維持しえるかという事であり、帝国主義者にとって侵略反革命のその路線に、人民を如何に差別し、抑圧し、あざむき、動員しうるかが一つの重大な環としてある。すでに自民党の「民兵構想」昨秋斗争における「自警団」形成として端的に現出しているように非常時（内戦、軍事介入）においては自衛隊を核に国民の民兵团の形成でもつて自らの政治危機をのりきる

を与え、入管体制の直接的対象とはせず、一応の法的地位を与える、ということを明らかにした。これは在日朝鮮人の大半（北朝鮮民主主義人民共和国）を「永住権申請」を踏み絵にし、強制送還を洞唱として日韓反革命同盟の支配下に置こうとする日韓共同の反革命策謀である。
在日外国人にとっては明確に「治安立法」としてある入管法の再提出は「永住権申請」の強権的推進の武器とするためであり、その主な内容は、在日外国人の政治的活動の禁止、国内での行動の報告の義務化（黙否の禁止）、公務員の違反調査、通報の義務づけ、等々であり、總体として簡素化することにより、法的適用の一切を入管理局・法務省・外事警察に委ねこれにより権力は全国的捜査網、弾圧体制をしき、まさに我々国内人民との間を巨大な壁として成立させようとしているのである。

そしてまた、このような民族分断支配、民族排外主義は権力の私兵・右翼による反共、反朝鮮宣伝、朝鮮高校生テロとしてはマスコミの意図的な朝鮮人・犯罪者デマゴギーの流布、等々として日常的に展開されている。

以上述べてきた日・韓・台・米を軸とした帝国主義の侵略反革命の遂行に対し、我々は決して入管斗争と個別政策阻止斗争におこめる事や、また抑圧民族の被抑圧民族に対する小ブルの「責任」

うとするのであり、従つて国益国防の下人のイデオロギー支配を媒介に ①企業における職制強化、レットバージ、愛社教育

②教育の全面的再編（愛國教育） ③右翼の育成、反共宣伝、マスコミ規制 ④町内会、市民消防団、等々の自警組織の育成等のさまざまな形をとつて現われる。

その中で最も重要な課題が「仮想敵国人」とする在日アジア人民に対する民族分断策動による民族排外主義の形成である。

3. 在日アジア人民への民族的分断支配

インドシナにおける人民の側の勝利的展開がアジア全体の階級情勢をつき動かし、当然にも在日韓鮮人民六〇万を筆頭とした在日アジア人民に重要な影響を及ぼすが故に日帝にとつてはアジアの実体的支配に先立つて民族解放斗争と日本階級斗争の結合の阻止、被抑圧人民の一層の抑圧、差別支配の強化として民族分断支配をおし進める。しかもそれはアジア人民を入管行政の檻の中におしこめ、国民と明確に分離することにより国益国防へと集約する重要な意味を有する。このような我々に対する民族分断支配、民族排外主義攻撃は、今秋、入管法改悪案の国会会程、そして七一年一月が期限の在日韓鮮人の「永住権申請」をめぐり極めて切迫した事態をむかえている。六五年日韓法的地位協定により、在日朝鮮人の地位を韓国政府と結託し、從来の「北鮮帰還」を一方的に打ち切り、七一年一月までに自らを「韓国籍」として認める者については日本での「永住権」

の立場から「決戦」として斗う！従つて「アジア人民の連帯」を「必要性」の中からしか提議できない一事にとどまつていてはならない。それは六〇年代への反動的回帰でしかなく、昨秋斗争の到達した地平を何一つ総括できない部分でしかない。すでに我々は来るべき未来を、世界プロレタリアート独裁・全世界単一の共和国として定しうる立場にいるし、それにむけた斗いを、蜂起↓内戦・世界革命戦争として明らかにしている。そして、世界革命戦争を実体的に推進する組織的構造を「党・軍・統一戦線」とし、恒常的武装斗争を通じてこの陣型の創出を七〇年代の世界プロレタリアートの任務として明らかにしてきた。この事は、我々反戦青年委の「再編」においてもその軸を明確に武装・軍事の問題として設定せざるをえないし、まさに、帝国主義軍隊解体の斗争を直接的に担うる革命の軍隊・正規軍を我々の胎内から構築するという主体的任務を抜きにして語る事はできないことを明らかに示している。一切の斗いを「帝国主義軍隊解体」「全人民武装」のスローガンの下に収縮する事、これである。

今秋入管斗争は、單に入管法の問題や、在日朝鮮人の問題だけではなく、日帝の軍事外交路線、侵略反革命の一切に対する凝縮した斗いである事をはつきりと確認し、「帝国主義軍隊解体」「全人民武装」の一環とせよ！

△より具体的な任務 △反戦の組織構造 等々は次号

資料

出入国管理法案 (抜萃)

いなもの

五 麻薬、大麻又は阿片の取締りに関する日本国又は日本國以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

- 第一章 総則 (略)
- 第二章 入国 (略)
- 第三章 上陸

第一節 上陸許可

第六条 次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができない。

一 伝染予防法 (明治三十年法律第三十六号) 又はらい予防法 (昭和二十八年法律第二百二十四号) の適用を受ける患者

二 精神衛生法 (昭和二十五年法律第二百二十三号) に規定する精神障害者又は麻薬取締法 (昭和二十八年法律第十四号) に規定する麻薬中毒者

三 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、國又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

四 日本国又は日本國以外の国の法令に違反して一年以上の徴役若しくは禁コ又はこれに相当する刑に処せられたことのある者 (除く) で、当該刑の執行を終い、又は執行を受けることがなくなった後十年を経過して

六 売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に關係がある業務を行なつたことのある者

七 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けたことのある者

八 麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法 (昭和二十三年法律第二百二十四号) に規定する大麻若しくは阿片法 (昭和二十九年法律第七十一号) に規定する、けし、阿片若しくは、けしがらで阿片煙を吸飲する器具を不法に所持する者

九 銃砲刀劍類等取締法 (昭和三十三年法律第六号) に規定する銃砲若しくは刀劍類又は火薬等取締法 (昭和二十一年法律第二百四十九号) に規定する火薬類を不法に所持する者

十 前二号の規定に該当したことにより、上陸許可を受けることができず、第十五条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者で、当該退去の日から一年を経過していないもの

十一 第三十七条の規定により退去を強制されて本邦から持する者

退去した者で、当該退去の日から三年を経過していない者

十二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは、主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十三 次に掲げる政党その他の団体を結成し、又はこれと密接な関係を有する者

イ、公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他団体

団体

ロ、公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ、工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停止し、又は防げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体の目的を達するため印刷物、映画その他の文書図画を作成し、又は展示することを企てる者

十五 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本國の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2. 前項各号に掲げる者に相当する者以外の日本人について本國に居住する者と認めることある者

特定の事由により、その上陸を否している國の国籍、又は特定の事由により、その上陸を否している國の国籍、又は

資料 日韓法的地位協定全文

日本国及び大韓民国は、多年の間日本国に在住している大韓民国国民が日本國の社会と特別これからの大韓民国国民が日本國の社會秩序の下で安定した生活を営むことができるようになることができる

市民権を有する外国人のうち、当該事由に相当する事由で法務大臣が定めるものに該当する者は、上陸許可を受けることができない。

〇 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定 (昭和四〇年六月二十三日調印)

日本国及び大韓民国は、多年の間日本国に在住している大韓民国国民が日本國の社会と特別これからの大韓民国国民が日本國の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようになることができる

この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(A) 一九四五年八月十五日以前から申請の時まで引続き日本に居住している者

(B) (A)に該当する者の直系卑属として一九四五年八月十六

日以後この協定の効力発生から五年以内に日本国で出生

し、その後申請の時まで引続き日本国に居住している者

可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五

年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民がこの協

定の実施のため、日本国政府の定める手続にしたがい、そ

の出生の日から六〇日以内に永住許可の申請をしたときは

日本国で永住することを許可する。

3. (B) に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十

カ月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は

1の規定にかかわらず、その出生の日から六〇日までとす

る。

4. 前記の申請及び許可については、手数料は徴収されない。

第二条

日本国政府は第一条の規定にしたがい日本国で永住する

ことを許可しているものの直系卑属として日本国で出生

した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓

民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二

十五年を経過するまでは協議を行うことに同意する。

2. 1の協議に当つては、この協定の基礎となつている精神

及び目的が尊重されるものとする。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されて

(A) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可され

てある大韓民国国民に対する日本国における教育、生活

保護及び国民健康保険に関する事項

(B) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可され

ている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活

保護及び国民健康保険に関する事項

出入国管理令（抜萃）

第二節 在留の条件（退去強制）

第二十四条 左の各号の一に該当する外国人については、第五章に規定する手続きにより、本邦からの退去を強制する事ができる。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者

二 第九条第五項の規定に違反して本邦に上陸した者

三 前二号に該当する者を除く外、寄港地上陸許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可

又は水難による上陸の許可を受けないで本邦に上陸した者

四 本邦に在留する外國人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者を除く）で左に掲げる者の一つに該当する者

イ、旅券に記載された在留資格の変更をうけないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行なうべき活動をもつぱら行なつてはいると明らかに認められる者

ロ、旅券に記載された在留期限を経過して本邦に残留する者

ハ、らい予防法の適用をうけているらい患者

いる大韓民国国民はこの協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

(A) 日本国において内乱に関する罪または外患に関する罪により禁固以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者、及び内乱に付和隨行したことにより刑に処せられた者を除く）

(B) 日本国において外交に関する罪により禁固以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節、またはその公館に對する犯罪行為により禁固以上の刑に処せられ日本国外交上の重大な利益を害した者

(C) 嘉利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期、または三年以上の徴役または禁固に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く）及び麻薬類の取締りに関する日本国法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

(D) 日本国の法令に違反して無期または七年をこえる徴役または禁固に処せられた者

第四条 日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

以上の証拠として、下名は各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

一九六五年六月二十二日に東京でひとしく正文であるこ日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

第六条 この協定は、批准されなければならない。批准書はできる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は批准書の交換の日の後三〇日で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

一九六五年六月二十二日に東京でひとしく正文であるこ日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

二、精神衛生法に定める精神障害者で同法に定める精神病院又は指定病院に収容されている者

ホ、貧困民、放浪者、身体障害者等で生活上困又は地方公共団体からの負担になつてゐる者

ヘ、外国人登録に関する法令の規定に違反して禁固以上の刑に処せられた者、ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く

ト、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）に規定する少年でこの政令施行後に長期三年をこえる徴役又は禁固に処せられたもの

チ、この政令施行後に麻薬取締法、大麻取締法、あん法又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けたもの

リ、へからチまでに規定する者を除く外、この政令執行後に無期又は一年をこえる徴役若しくは禁固に処せられた者、ただし執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

ヌ、売イン又はそのあつ旋、勧誘、その場所の提供その他売インに直接に関係がある業務に従事する者

ル、他の外国人が不法に本邦に入り又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けた者

オ、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊する事を企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しく

許可書に記載された期間を経過しても本邦に残留するもの

七、以下省略

入管体制粉碎関西連絡会議

〔準〕

資料

基調

ここに、我々出入国管理体制粉碎関西連絡会議準備会（以下連絡会議準と略す）は、関西の地において出入国管理体制（入管体制と略す）に対するより力強い斗いを統一的におし進める為、入管体制粉碎関西実行委員会を結成するよう各集団に呼びかける。

統一戦線を構築するにあたつて次の三つの点に触れておきたい。1. 在日アジア人民と我々日本人との関係・・・我々が在日アジア人民と「連帯」するという事は決して通じあえない断絶一落差を認識する事により始まる。

我々は痛苦をもつて、日本近代の歴史[]アジア侵略、アジア

人民の差別、抑圧の歴史を受けとめなければならぬ。日本近代はその歩み始めにおいて、朝鮮侵略をもくろんだ事（征韓論）そして日本資本主義の形成一発展は、朝鮮侵略（日韓併合）1

韓鮮人民の強制連行（韓鮮人民はあるいは炭坑に、あるいは鉱山にと投げこまれ、生産構造の最底辺に沈めつけられ、最後の

は主張する政党その他団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

ワ、左に掲げる政党その他団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

（1）公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷する事を勧誘する政党、そ

の他の団体

（2）公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他団体

（3）工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停止し、又は阻げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

力、オ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため印刷物、映画その他の文書図画を作成し、配布し又は展示した者

ヨ、イからカまでに掲げる者は除く外、法務大臣が日本國の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者

五、仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基き附された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由なく呼出しに応じないもの

六、寄港地上陸の許可、觀光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可又は水難による上陸許可を受けた者で当該

日本人高校生への暴行事件が日常的に起る情況をもつてし、対する事だつた。

2. 過去のことばかりではなく、まさしく現在在日アジア人のおかれてゆる位置を明らかにしなければならない。現在八〇万人以上のアジア人が生活している（内九五%は朝鮮人である）この在日アジア人民は入管令のもと「外国人」として権力に管理

されている。しかしこの在日外国人の大半は戦前に強制的に連

れでこられた日本人ででもあつた人々とその一世三世である。

現行入管令下では要生活保護者やらい患者など、日本国国家に負担をかけるものは強制退去の対象となるばかりでなく、そもそも思想・信条の自由や基本的人権など認めていないのだ。泉

入管官吏の言つた如く「在日中国人は焼いて喰おうが煮て喰おうが自由」なのが、入管令の実態なのだ。そしてこの入管令の適用拡張解釈による強制収容・強制送還は日常的におこなわれている。一年々二千名にも及ぶ強制退去、・・・それは在日朝

韓人民にとつては韓國における「棄民状態もしくは死」、在日中國人民にとつては、台灣における「反共法」による死」を意味する。そして今、権力は入管法よつて現行入管法令の拡張解

釈による収容・退去の日常化している現状を合法化し、さらに収容・退去の執行停止申立による行政訴訟という司法的チエック、歯どめの余地までも奪いつくし、入管体制の再編・強化しようとしている。日本帝國主義がアジア「再侵略」の過程にある時、この入管法は何を意味するのか。我々は又しても侵略と抑圧の尖兵となることを拒否しなければならない。我々の中に脈うつ排外イデオロギーを克服しなければならず、さらにその為には入管体制を粉碎し尽さなければならぬ。我々の身体する斗いによつて被抑圧・抑圧の関係を止揚し、解放せんとするものである。

争を組んだ一といふ事を忘れてはならない。

我々のこれまでの斗いは、在日外国人を守りきれず、陳玉爾・陳悟統を死に追いやろうとした事、そして今 華青斗、I.C

U、ベ平連、R・ビクトリア、劉彩品、さらには名もしれぬ無数の在日アジア人民を、強制収容・強制送還・本国での死、といふ困難な情況下に放置していくことを忘れてはならない。

4. 入管体制粉碎の為の統一戦線の持べき質とは

我々は在日アジア人民のおかれている苛酷な入管体制を打破する斗争を、地域においてしかも恒常に追求しなければならない。なぜなら日本人の生活を検証し、つきくづしてゆき、抑圧者としての存在を解体する事以外に入管体制は粉碎しえないから。

入管体制粉碎関西実行委は、以上のことをふまえた斗争を追求し、さらにはその質を自らの運動に取り込む諸集団との統一戦線を構築する事を任務として問わわれている!

再度確認しようではないか。
敗戦をすりぬけて、戦前戦後をアジア人民に対する抑圧者として一貫してあつた日本人。その人民自らの歴史を解体し、総括する事なしに入管体制解体はなしえない。

繁栄と平和の中に安住しきつた我々の存在を、関東大震災でのデマゴギーのもと、自ら抑圧者としての本質を暴露して自警団として登場し、朝鮮人民・中国人民を虐殺した、かつての大日本帝

昨年、入管法が上程され、それに對して粉碎の斗いが組まれた。

我々はその積極的な意義を見落すことはできないが、それ以上にその限界性を厳しく問わねばならない。即ち入管体制を単に現代日本支配構造の一部としてのみとらえ、又、入管法案も反動化の一側面としてしか認識しえなかつた。それ故斗いは審議未了の為廢案となるとともに消えてしまつた。在日アジア人民は依然として、現行入管令下において弾圧を受けているという現状にもかかわらず、

このことを確認するならば、我々の斗いは今秋の国会において法案を成立させない為の斗争に終ることなど決してありえない。まさしく入管体制粉碎まで、

しかし、今まで我々は入管体制粉碎といふ質をもつ斗いを構築せんとしている中で、プロレタリア階級主義の名のもとに抑圧・被抑圧の関係にある我々と在日アジア人民の矛盾を解消しようとしていた。入管体制粉碎の斗いとはなによりも抑圧者である我々が被抑圧者である在日アジア人民に答える斗いである。

我々は日本支配体制の変革と同時に、なにより日本人民の主体変革（日本近代の侵略を支えてきた、日本人民の歴史の総括）をもつて在日アジア人民に答えなければならない。

我々は、7/7集会での僑青斗争委によつて問われた「自らの革命路線から割り出した斗争視点を在日アジア人民を最前線に立たすことにより「革命的連帶」を呼号し、自己満足的な斗い」としてあることを同時に確認しなければならない。

資料 ① の 意 味

(1) 我々は、昨年の十一月決戦、そして七〇年六月斗争に至る斗争をもつて我々の斗いの一歩としようではないか。

国際盛下の日本人民の存在を問い合わせなおす事により再度検証する事いの中から、ベトナム人民を先頭とするアジア被抑圧民族の斗争との結合の必要性、文字通りのプロレタリア国防主義の意義を萌芽的に認識するに到つた。しかしながら、出入国管理体制に對する斗いが、在日朝鮮人や華青斗の諸君の命を賭けた斗い告発によつてしか開始されなかつた事、そして「7/7集会」における問題に端的に見られる無自覚さが克服されるべきものとしてあることを同時に確認しなければならない。

六五年日韓条約以後、とりわけ昨年日米共同声明にもとづいて日本帝国主義は七年沖縄返還、危機を深める韓国朴体制へのテコ入れリ再植民地化を通した反共反革命軍事要塞国家としての維持を軸として、アジアの解放斗争への全面的対決と軍事的政治的・経済的支配をうちたてんとしている。（日台協力委・日韓閣僚會議・日韓協力委）その重大な環として、今入管体制の強化、右翼ファシストを動員した韓鮮人高校生へのテロ、排外主義攻勢を策動している。そして今秋国会に入管法を再上程

せんとしている。

こうした状況の中でもたれている本集会での第一の任務は「
9／1 大虐殺」の意味を主体的にとらえなおす中から「抑圧民族」をしてではなく、華青斗の提起しているように「被抑圧民族と抑
圧民族との対決」の場としてかちとられねばならない。

第二の任務は、入管体制粉碎実行委のもとに各地区・各職場
各学園に実行委を形成し、在日朝鮮人・中国人をはじめとする
在日被抑圧人民を国家権力とファシストから防衛しぬくための
日常的宣伝活動・防衛体制の確立に向けて現実的な一步をふみ
出すことである。

我々はこの斗いを单なる同情や抑圧民族としての自覚にとど
めては絶対にならない。

同時に安易なカンパニア主義では斗いえない。斗いの敗北は
我々にとつては次の斗いへのステップとして総括できるいは
観念世界への逃避が許されようとも在日朝鮮人・中国人にとつ
ては生活権そのものが奪われているという結果しか残さないの
である。

十二月入管法国会再上程、一月「日韓地位協定」にもとづく

時、日本人はまだ「平和と民主主義」を享受しているから日本
は帝国主義ではない」という形で、中朝人民に敵対し日本ア
ジア人民支配を擁護しているのである)

この差別・抑圧が常に支配者のものではなくてプロレタリア
ート自身が排外主義に陥りつて行つた事を確認しなければなら
ない。帝国主義の支配政策としての矛盾の「外」への転嫁・犠
牲の被抑圧民族への転嫁・そして分断の策動、それに規定され
た抑圧民族としての自己の歴史から我々は自由ではありえない。
たとえ左翼を自称しても。(在日朝鮮人・中国人の日本人
全体への敵意・警戒心は充分根拠のあるものである)。日本ブ
ロレタリアートの排外主義への敗北(大正デモクラシーの敗北、
結党直後の日本共産党的解散)にみられた弱さが、日帝のアジ
ア侵略、天皇制ファシズムへの敗北を決定づけたことを思い起
さねばならない。

マルクスが、アイルランドの解放なくしてイギリスの解放は
ない、と提起し、列寧が他民族を抑圧する民族は自由であ
りえない。と提起した事をとらえかえす必要がある。

とりわけ「極東の安全は日本の安全」「アジア唯一の工業国
」「9／1」を象徴とする日本民族」といった大国意識・民族意識
を解体し尽ことが今日きわめて重要である。

被抑圧民族の眞の連帯をかけて、我々は総力をあげて入管体制

永住権の申請期間切れに向けて総力をあげて斗い抜き、同時に
日常的差別・抑圧に対する斗い(現在的には劉彩品さんの問題
等を展開していくこと)こそ戦後世界に君臨してきた米帝国主
義と不屈に斗い、帝国主義世界支配体制を根底から覆さんとし
てはいるベトナム人民に真に連帯し、「日米共同声明」路線にも
とづく日帝のアジア再支配の野望を打ち碎いていく斗いの決定
的環としてある。

(2) 一九二三年九月一日関東大震災の混乱に乘じた警察当局の「
朝鮮人が放火したというデマ・流言によつて多くの「善良なる
市民」が六〇〇〇人にもものぼる在日朝鮮人・中国人を虐殺した。
このことを我々は決してエピソード的なものとして抱えては
ならない。

日本の近代史は、朝韓の植民地化併合、朝鮮人の抑圧・差
別(底辺構造の形成)の歴史であつた。この事を抜きにして日
本一国内における自足的な発展過程としてみる歴史観は粉碎せ
ねばならない。國家あるいは民族の矛盾がこうした「外」に向
けた抑圧として現われたことを見落してはならない(たとえば
日共が「中朝共同コミュニケ」の「日本軍国主義批判」に対し
て「日本の軍国主義は復活していない」「民主勢力が広範に存
在している」と反論する時、全くこの国家・民族の本質を見落
した民族主義の立場に立つてゐることをバクロしてゐる。即ち、
日帝がアジア人・とりわけ朝鮮・中国人民にキバを向けてゐる
ならない)。

② 入管体制強化

を粉碎しなければならない。

(1) 入管体制の歴史的経過

日本帝国主義の朝鮮への侵略・抑圧のあまりの苛酷さ故、在
日朝鮮人運動は常に日本における階級斗争の最先頭で戦斗的に
斗われた。それ故、日米支配者階級は在日朝鮮人への徹底的な
弾圧と分断を行なつてきた。數度にわたつて破防法が適用され
た。戦後「民主化」がおこなわれても、在日朝鮮人への抑圧は
決して清算されるとはなかつた。

五〇年朝鮮戦争によつて米帝は中国革命を突破口とする戦後
アジア解放斗争に對決し、朝鮮南部を反共反革命の要塞とし
て民族的分断を強制し、軍事支配体制を築いていった。朝鮮戦
争において日本階級斗争が「中立」あるいは「國連軍の介入支
持」といつた水準であり、朝鮮における緊張を直接表現せんと
した在日朝鮮人への弾圧は強化された。五一年出入国管理令が
制定された。六五年日韓条約を契機とした日帝の韓国の植民地
に呼応して入管体制は一層強化され、同時に六五年日韓斗争が

朝鮮人民との結合をかちとれず、それどころかかちとろうとし

かつたことにより敗北した時「日韓法的地位協定」なるものに
よつて、在日朝鮮人は韓国籍を強制されることとなつた。

(2) 入管体制の実態

入管体制は主要に在日被抑圧民族に対し一切の「反政府活動」なるものを禁止する体制であり、とりわけ在日朝鮮人について朝鮮の分断・韓国の反共反革命軍事・要塞としての維持と日本経済における最底辺構造の維持に対して逆らうことを許さない体制である。

具体的には戦後すでに九万人もの在日朝鮮人・中国人が強制送還され、死刑を含む重罪に処せられている。とりわけ六五年以降このテンポは早まつていて、現在年間二千人が収容され、強制送還されている。これは一日にして六~七人である。

首都における朝鮮人高校生への暴行事件は衆知のことであるが注目すべきことは、朝鮮人高校生がデモをして日本人を襲撃しようとしているというデマによって、総武線一帯の学校が二時間から休業し、国電の駅にきが出動するという事態である。又、昨秋登場した自警団を象徴とする民衆深部における排外主義が組織されつつあるということである。

デマを受け入れる心理・潜在的差別意識構造を徹底的に我々は克服し、同時に右翼ファシストに倍する宣伝活動を行なわなければなければならない。

更に昨年来の入管斗争を斗い抜いてきた華青斗に対する集中

(3) 入管法再上程のねらい

今国会に上程されんとしている入管法のねらいは第一に、日

米共同声明路線にもどづく日帝のアジア再支配の突破口として第二に、韓国における危機の深化と南北統一にむけた最初の高揚に対する敵対として（とりわけ七一年五月朴三選に向けて）第三に、「韓国籍」の強要がスマーズにいかないことに對するドウ喝として、在日アジア人とりわけ在日朝鮮人、中國人に照準をしばつた「同化・抑圧・追放」政策である。

具体的には

- 特定の政党・団体に加入するあるいは関係した者
- 法務大臣が日本国利益又は、公安を害する行為を行なつたと認定すると
- 法務大臣が定める「遵守事項」を守らない者
- 生活保障を必要とする者
- 国家・地方公務員に違反者の通報を義務づけ、又通報しスパイ活動を獎励し
- 主日朝鮮人・中国人の参加する会議・集会に参加した日本人を検挙できるといつた形で、日朝人民の分断をはからんとしている。

(4) 永住権問題

「日韓法的地位協定」にもとづいて七一年十一月十六日の永住権申請の期限が切れるまでに韓国籍に書き換えない時は戸籍を持たない無権利状態におかれたいつ強制送還されるかわか

弾圧が行なわれている。日中平和共存・日中貿易に利害を見出そうとする華僑総会員一派によつて七・二一華青斗は善隣会館から追放され、それに呼応した華青斗活動家への集中的弾圧が行なわっている。彩部問題、ICU留学生問題、ペ平統問題、ETC。後でふれるように我々日本人に許されている諸権利さえ在日被抑圧人民には許されていないのである。そしてこの事件単に「民主化」すればすむ問題ではなく、この差別・抑圧を必要としている体制そのものの解体へとつき進まさるを得ないのである。

同時に我々は、無意識のうちに差別意識に侵されてしまつてゐる。小田実の差別小説「（冷え物）」文芸四四年七月号」「広辞苑」の差別表現、少年サンデー連載の「おとこ道」の差別表現、また斗う部分自身の「七・七」実行委における差別発言等々あるいは部落差別も部落解放同盟によつて多く告発されている。我々はたとえ帝国主義者によつて作られたもの、であるうとも「抑圧・被抑圧」の関係が一貫して存在つづけたという事実、そして、我々自身その歴史それによつて規定される意識から自由ではありえないということを自覚し、差別に無自覚であること、それ自身が差別であるという認識に立たなければならぬ。

①諸民族の同権 ②諸民族の労働者との結合 という立場に立ち、帝国主義の在日アジア人に対する排外的抑圧を粉碎して行かなければならぬ。

（3） 六〇年および七〇年前半の入管斗争の総括

- 「七・七集会が明らかにしたもの」――総括

現在、昨年にくらべれば多くの人々が入管斗争を語ろうとしている。しかし、七・七集会における華青斗の「抑圧民族としての日本の皆さん」はじめ訣別宣言をどれだけ深刻に自己の問題としているだろうか。我々は関西における入管斗争の本格的な出発点にあたつてこの間に真剣に答えていかなければならぬ。その問題提起のもつ意味は単に入害斗争の展開点を意味するのみならず、七〇年代階級斗争の質的転換を象徴的に表現しているなどの七・七集会の持つ意味は関西においてはいまだ十分にはとえられていない。それは大阪八・四集会で起つた事態にも如実に表われてゐる。

直接的には、山村発言に対する自己批判を契機にして各団体から出された自己批判はこれまでの入管斗争の底の浅さ、即ち我々が抑圧民族として存在することに対する無自覚への自己批判であつた。我々は今痛苦をもつてアジア人民の血と屍の上に安住してきた自己を告発しなければならない。

そのためには近代日本のアジアに対する侵略と抑圧の歴史をとらえかえし、それをのりこえるために人管斗争を展開していかなければならぬ。当面必要なのは六九年から今日に至る入管斗争の総括である。

2. 「六九年入管法粉碎斗争」

昨年春国会に上程されようとしていた「出入国管理法案」「外国入学校法案」に対する斗いは、三月九日の華青斗結成にはじまつた。反帝・反権力斗争・大衆的実力斗争・中日両国民の戦斗的團結を原則とする華青斗の運動は三月二十五日の國際青年共斗結成へと続く。さらに三月二六日は入管法粉碎東京実行委結成、この間「入管法」は閣議決定され国会に上程されようとしていた。四月二〇日「滿腔の怒りをもつて佐藤反動政府の「出入国管理法案」「外国人学校法案」に対して抗議する」との短い遺書を残して華青斗・秀智成が服毒自殺した。それはアジア人民の抑圧人民への怨念をこめたものであつた。朝鮮半島における情勢は緊迫していた。四月の E C 121 事件、朴三選改憲阻止斗争が韓国の学生を中心として急速に展開されつ

入管斗争」は「十一月決戦」へと集約されていった。

このように昨年の入管斗争は、命を賭けた在日中国青年・朝鮮青年の斗いを中心として斗われ、彼らの血の告発につき動かされた日本の突出しに部分によつて展開されてきた。その斗いはこれまで六五年日韓斗争の過程においてすら無視されてきた在日朝鮮人の存在を前面につきだし、これまで「ベトナム人民との連帯」あるいは欧米の階級斗争、学生運動との連帯を語ることによつてプロレタリアー國際主義を自任してきた我々の立場の観念性を突破する眞のプロレタリアー國際主義を萌芽的に生み出した。それは同時に日本の島国という地理的条件に規定された民族問題へのこれまでの無自覚を権力による国境管理の実態を明らかにする事を媒介としながら明らかにしていった。しかし、この様な先駆的な意義を持ちながら、昨年の入管斗争にはきわめて大きな限界性を指摘しなければならない。最も重大な問題は、そこではまだ抑圧民族としての我々の立場を十分に認識していらない地平において斗争が出発したために、在日本アジア人の斗いが日本人の斗いに利用される、あるいは〇〇を開む会となる傾向を持つた事である。即ち、昨年の入管斗争では我々の抑圧民族としての存在を認識することを通してはじめてそれを拒否することができ、在日アジア人を無条件に防衛することを通じてしか連帶の条件をかちとることができないと

いう立場を理解せず、それ故入管法案上程を帝国主義的再編

つあつた。五月中、小集会情宣を重ね、又全国的な連絡も進み六月一日第一波全国統一行動が全国五ヶ所の入管事務所にて行なわれた。六月八日には更に大村収容所へのデモ、六月二四日第二波統一行動がとりくまれた。各地で多くの労学を結集して行なわれた。六月二日東京で五千・十六日大阪で一万二千のデモをはじめ各地で抗議行動が展開された。官憲の弾圧は激しくかつ排外的であつた。しかし大阪のデモで(き)の指揮車が「このデモは中之島から隊列を拡げゆつくりした足どりで歩いている為忙しい皆様に御迷惑をかけています。これが日本に住む韓国人の姿です」と放送した時、デモ隊はその場に即時座り込み、その発言を取り消させたことにみられるように在日外国人の命を賭した斗いは弾圧をはねのけて展開されていつた。更に六月二十七日、韓国青年同盟、韓国学生同盟の青年隊が数寄屋橋公園でハンスト斗争に突入、華青斗も七月一日から十九日まで新宿西口でハンスト斗争を組んだ。これらの斗争はまさに「日本人を告発する」ものとしてあつた。八月五日 大学法・健保・防衛二法さらには日韓支配層の一一定の矛盾そして朝鮮人・中国人の命をかけた大きな斗いによつて「入管法」は国会閉会とともに審議未了廃案となつた。この後中核派による大村収容所突入八月下旬の神戸における任錫均奪還斗争が展開されたものの

成の一環としてしかとらえられなかつた。

任錫均氏を防衛する斗いの中でも明らかになつたように、その運動が鋭い問題を含むものでありながら、在日朝鮮人全体の問題を彼は文化人としての問題ととりちがえたといふ点、その帰結として、彼個人の問題が出るや明れていつたということを今後の斗争の教訓としなければならない。

我々は昨年の斗争の総括をふまえて自らの抑圧民族の立場を血みどろの斗いの中から（単に街頭にとどまらず人民の末端の日常生活の深部における血みどろの斗いを展開する必要がある）獲得していくかなければならない。

3. 「七〇年前半の入管体制粉碎斗争」

ほそんどうすべての斗争が十一月へと収約されていつた六九年秋を経て日本人の入管斗争は「冬の季節」に突入した。七〇年一月「入管法」国会再上程が伝えられた。

「入管体制粉碎東京実行委」が再建され、各地で集会、デモがもたれた。しかし「二・七八入管法粉碎・陳玉爾中國青年強制送還二周年ベトナム青年への不当弾圧糾弾集会」（東京）は華青斗独力での開催であり、七〇年の入管斗争は華青斗なくしては始まらなかつたのである。

「三・五集会」が東京実行委によつて七〇年初の入管体制粉碎斗争として持たれたが、内ゲバその他によつて華青斗が集会中途にして抗議退場するという事態があり、七〇年代「入管斗争

争」の質に大きな疑問がもたれざるをえなかつた。

関西においては二・六京都における集会・デモ、二・二二華青斗・ベ平連による討議集会、二・二六底辺人民連帶集会、三

・一華青斗の神戸における集会・デモが行なわれた。

この間「ベ平統」(斗うベトナム人留学生の組織・ベトナム平和と統一のために斗う在日ベトナム人の会)の在留問題をめぐつて事態は緊迫した。「政治活動を行なわない」旨の誓約書が必要とする法務省→入管当局と断固として誓約書を拒否する「ベ平統」メンバーおよび中広い層を結集し、数百名規模の集会

を三月中に三度にわたつて持ち、一三〇〇名余の無条件在留許可を求める署名を集めた△支援▽運動は真向うから対立した。

四月七日「今後も違法な政治活動を行なわない」という文言に譲歩させた誓約書にサイン、パスポートなしで一年間の留学生ビザをかちとつた。それは何よりもベトナム人民の解放斗争の進展とベトナム人留学生の断固とした斗いによるものであつた。

一方、華青斗に対する権力の彈圧が華僑総会実権派との対立の激化とともににはげしくなつた。三月二日・日共排外主義者との善隣斗争三周年記念の集会が善隣会館で行なわれた時、富坂警察署は三名のスペイを潜入させ、善隣会館後樂寮生が抗議したところ、裏口から(き)が乱入り、暴行の限りをつくし、不当にも寮生一名を逮捕したのである。さらに三月末・集会のステッカーを貼っていた華青斗メンバーに対して総会実権派の華僑が暴

中華人民共和国であるとして「中華民国」のパスポートを拒否して在留許可を求める劉サイ・ICUの大学斗争で斗う学生を支持し、自ら授業再開に反対する行動をとつたため在籍するカルフォルニア大学の海学留学生計画II-EAD並びにICUから除籍処分を受け、その後EAPの処分は撤回させたもののICUからは登録拒否を理由にEAP自主退学とされ「FAPが時期をさかのぼつて処分を撤回しないとダメだ」として休学届受理をも拒否され、保証人としてのICU当局を失ない八月二八日在留期限の切れたICU留学生二名。

我々は、この様なはつきりと目の前に現わされた入管体制の弾圧、更に我々にとつて「闇から闇へと」葬られていく多くの在日朝鮮人・中国人・在日アジア人民への入管体制による弾圧を根底的に粉砕していく質を「六月安保斗争」の中でとらえていたであろうが、その答は「ノン」であつた。

七・七溝橋事件三周年の集会の準備過程にあらわれた問題即ち安易な被抑圧民族との△連帯▽を唱えることになつて再び六九年の入管斗争をくり返すのではないかという問題は我々に「いかなる入管斗争をやるのか」という問い合わせひきつけられている。東京実行委の自己批判がなされたが、華青斗の訣別宣言によつて東京実行委は常駐部隊をひきあげていた七月二十日、華僑総会実権派は善隣会館に華青斗を襲撃、重軽傷者数名を出しながらも華青斗は断固斗い抜き、ついに善隣会館から

行を加えるという事件が発生した。これに対し華青斗は断固とした糾弾行動をとつた。官憲は昨年以來貫して入管斗争のト

リデであつた善隣会館に乱入するスキをうががつていが四月〇名とガス銃、ハンマー、トビロ等で武装した(き)を動員して華

青斗が総会実権派の華僑を「監禁暴行」したとして全寮内を不當検査したのである。この後、東京実行委は善隣会館後樂寮に常駐部隊を置くこととなつた。

更に四月から六月にかけて朝鮮人高校生に対する日本人高校生の集団暴行事件が東京北部を中心にして頻発し、朝鮮大학교への勝共連合のなぐりとみ、「朝鮮高校生が日本人高校生に暴行を加える」というデマを警察が流すといつたことがあいついだ。この一連の暴行事件はきわめて計画的で、國士館、帝京商工、中野電波、桜ヶ丘等の右翼的な高校生によるものである。これは単に右翼によるものだけではなく、警察、マスコミ、一体となつて「民族排外主義大キヤンペーシ」なのである。

関東大震災の時の「自警團」の恐るべき復活が、昨年十一月の蒲田に続いて現出したのである。
五月・六月になると「劉彩品さん・ICU留学生の在留問題」が入管体制による具体的な弾圧として我々の前に明らかになつてきた。思想の信条の立場から中国は「中華民国」ではなく、重要な課題である。

4. 「関西における入管斗争」

ここ大阪の地は下関とならんで朝鮮人強制連行の上陸地であり、現在全国の三分の一の在日朝鮮人が住んでいる。国会議事堂、羽田飛行場、黒部ダム、丹那トンネル建設、炭坑の最も危険な切羽(最先端)などで牛馬のごとくきつかわれた強制連行されてきた朝鮮人は、災害による多数の犠牲を出し、機密保持のため生埋めにされたのである。ここ大阪生野区の運河の底には運河を堀るのにこきつかわれたあげく負傷し、病氣になつた朝鮮人が生き埋めにされているといふ。このように関西は日常的に差別・抑圧をうけている在日朝鮮人・中国人が多く住んでいて入管斗争が最も大きく・かつ戦斗的に・かつ恒常に斗われる必要がある。

朝鮮人が多くて簡単に手が出せない、といわれる大阪の地においても朝鮮人高校生に対する暴行事件あるいは、朝鮮人高校

生をよそおつた日本人高校生の動きが現われてきている。それにもかかわらず我々の斗いは東京の斗いにくらべて決定的にたちおくれている。今後入管斗争の中心は東京よりむしろ関西にならねばならない。そのために恒常的な斗争体制を早急に打ち固める必要がある。

現在韓国から日本へ密航して来て両親のいる北朝鮮への亡命を求める丁勲相君が法廷で斗っている。

5. 「入管斗争の今後の方向性」

(1) 法案上程阻止斗争を早急に広範な層を引きいれ込んで実現すること。

(2) その中で入管体制粉碎のタテをかちとしていくこと。

恒常的・永続的な地区実行委活動を形成すること。

地区実行委活動の内実

①差別排外主義との日常的な対決・特に高校が当面の課題

題

②底辺人民の相互の結合をかちとる

③長期的にはファシズム活動の末端の組織化に対抗する

組織の形成

(3) 具体的には在日外国人への弾圧に対応できる救対組織・個人の形成

△ 集 後 記

△「戦士⁴／⁵合併号」をお届けします。

編集委員の怠慢で十月初旬発行の予定が大巾に遅れましたことをお詫びいたします。

△ 当初△四号▽發行であつたのを新たに△主張▽論文を全面的に書き換えて△⁴／⁵合併号▽として発行致します。

△ 神戸の片隅で斗われている平和台病院斗争も、経営協が「地区反戦の介入している斗争だから妥協してはならない」と通達に書いている如く、大詰めを迎えてています。

△ 反戦の仲間からのカンパの集中を／＼

発行：神戸地区反戦連絡会議

兵庫区松本通5—4—6 緑風荘37号

多 名 賀 方

TEL. (56) 8627